

令和七年九月 青森県議会第三百二十三回定例会会議録 第二号

令和七年九月二十四日（水）議事日程 第二日

午前十時三十分開議

第一、一般質問

本日の会議に付した事件

第一、一般質問（清水悦郎、鶴賀谷 貴、斉藤孝昭、木明和人各議員）

午前十時三十分開議

出席議員 四十八名

議長 長工 藤 慎 康

副議長 長齊 藤 爾

一番 工 藤 慎 康

三番 井 本 貴 之

五番 小笠原 大 佑

七番 大 澤 祥 宏

九番 大 平 陽 子

十一番 夏 坂 修

十三番 吉 田 ゆかり

十五番 成 田 陽 光

十七番 大 崎 光 明

十九番 和 田 寛 司

二十一番 菊 池 勲

二十三番 鶴賀谷 貴

二番 工 藤 貴 弘

四番 工 藤 悠 平

六番 夏 堀 嘉一郎

八番 北 向 由 樹

十番 斉 藤 孝 昭

十二番 後 藤 清 安

十四番 大 澤 敏 彦

十六番 福 士 直 治

十八番 木 明 和 人

二十番 小比類巻 正規

二十二番 高 畑 紀 子

二十四番 田 端 深 雪

二十五番 吉 俣 洋

二十七番 花 田 栄 介

二十九番 寺 田 達 也

三十一番 高 橋 修 一

三十三番 櫛 引 ユキ子

三十五番 川 村 悟

三十七番 山 谷 清 文

三十九番 山 田 知

四十一番 工 藤 兼 光

四十三番 清 水 悦 郎

四十五番 田 中 順 造

四十七番 伊 吹 信 一

二十六番 谷 川 政 人

二十八番 齊 藤 爾

三十番 蛭 沢 正 勝

三十二番 夏 堀 浩 一

三十四番 今 博

三十六番 安 藤 晴 美

三十八番 丸 井 裕

四十番 三 橋 一 三

四十二番 森 内 之 保 留

四十四番 阿 部 広 悦

四十六番 田 名 部 定 男

四十八番 鹿 内 博

出席事務局職員

局長 工 藤 康 成

議事課長 角 田 正 人

総括主幹 土 屋 順 司

総括主幹 中 野 弥 寿 喜

主 査 岡 崎 正 博

次 長 伊 藤 敏 文

副 参 事 鳴 海 康

総括主幹 下 村 恭 子

主 幹 山 口 友 一

主 査 中 畑 祥 将

地方自治法第二百二十一条による出席者

知 事 宮 下 宗 一 郎

副 知 事 小 谷 知 也

副 知 事 奥 田 忠 雄

地方公務員法第5条第2項の規定による意見について

別紙のとおり議会（第323回定例会）に報告する。

令和7年9月24日

青森県議会議長 工藤 慎 康

総務部長	澤 純 市	
財務部長	千 葉 雄 文	
総合政策部長	後 村 文 子	
こども家庭部長	若 松 伸 一	
交通・地域社会部長	舩 木 久 義	
環境エネルギー部長	豊 島 信 幸	
健康医療福祉部長	守 川 義 信	
経済産業部長	上 沢 謙 一	
観光交流推進部長	齋 藤 直 樹	
農林水産部長	成 田 澄 人	
県土整備部長	新 屋 孝 文	
危機管理局长	築 田 潮	
国スポ・障スポ局長	出 崎 和 夫	
会計管理者	小 坂 秀 滋	
教 育 長	風 張 知 子	教育次長 早 野 英 明
警察本部長	安 田 貴 司	警 務 部 長 中 村 誠
監 査 委 員	佐々木 知 彦	監査委員事務局長 松 田 大

○議長（工藤慎康） おはようございます。ただいまより会議を開きます。

◎ 議 会 報 告

○議長（工藤慎康） 議会報告として、第八号「地方公務員法第五条第二項の規定による意見について」を電子情報処理組織を使用して配付しております。



青人委7第134号
令和7年9月17日

青森県議会議長 工藤 康 殿

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一
(公 印 省 略)

地方公務員法第5条第2項の規定による意見について

令和7年9月17日付け青議第178号をもって求められたこのことについては、下記のとおりです。

記

議案第6号「職員等の旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例案」

(意見)

本条例案は、職員等の旅費及び費用弁償について、原則として現に支払った額に基づき支給することとし、旅行者に対する旅費の支給に代えて旅行役務提供者に対し旅費に相当する金額を支払うことができることとし、旅行者が条例等の規定に違反して旅費の支給を受けた場合において当該旅行者から返納させることに代えて当該旅行者の給与等から差し引くことができることとする等のためのものであり、適当であると考えます。



◎ 県政に対する一般質問

○議長(工藤慎康) 一般質問を行います。

四十三番清水悦郎議員の登壇を許可いたします。——清水議員。

○四十三番(清水悦郎) おはようございます。根っからの自由民主党の清水悦郎です。

日本一の館鼻岸壁朝市について、一点お伺いします。

今から四半世紀前の話になります。私は、いまだ県議会議員駆け出しの頃であります。水産事務所の漁港漁場課にお願い事があり、前を通りましたら、男性十人ほどがたむろいたしておりました。その中の一人が顔見知りで、私に声をかけてきました。どうされましたかと尋ねると、「朝市をやりたいけれども、なかなか許可が下りない」とのことでありました。私は、ずうずうしくも、一緒に陳情なのか要望なのか分かりませんが、同行いたしました。当時の所長さんの名前は忘れてしまいましたが、大英断で、いろいろな条件はありましたが、許可されました。

洋々の船出は、主に三団体から始まりました。いよいよ朝市も軌道に乗った頃、忘れることもできない三・一一東日本大震災であります。津波による被害で会場である岸壁を直撃いたしました。万事休すであります。三・三のうちの中型イカ釣り船が陸に横倒しになり、以前の漁港の面影がないほどに破壊されました。私は、果たして——目的外使用でありますけれども——再び朝市が開催できるかどうか現場に何度も足を運びました。当時の葛西所長に会いました。単刀直入に聞きました。「朝市は再びできますか。いつ頃までに漁港の復旧ができますか」とせっかちに聞きました。葛西所長は、胸を張って私に言いました。「三か月待ってください、七月上旬をめどに開催できるようにします」。私は、本当に朝市が再開できるかどうか半信半疑でありました。忘れもしません。約束どおり七月三日に朝市を再開することができました。

再開催に当たり、現在二団体を一団体に合併してほしいと依頼され、現在の団体は三百店舗、もう一つの団体は江陽地区の遊技場の駐車場の敷地を借り受け、六十店舗とすみ分けされました。葛西所長には今でも感謝の念でいっぱいです。

私は、自慢ではありませんが、朝市開設以来、毎週日曜日、四半世紀皆勤賞であります。冗談に理事長に感謝状ぐらい出ないのかと言いましたら、本当に感謝状と花束を頂きました。物は言ってみるものだなと思いました。

毎週日曜日、二万人から三万人の来場があり、買物をしてくれる。特徴は、子供連れで楽しそうに見物しながらいろいろなものを購入し、暑い時期でもテントの中で家族連れが熱い鍋を頬張る光景は、早朝の日本全国どこにもないと思います。

漁港施設が会場でありますから、岸壁に停泊中の漁船が、春はイカ釣り船、夏はまき網船団、秋はサンマ漁の船と、夜明けが遅くなると、船長、漁労長の計らいでまばゆいばかりに会場を投光器で照らしてくれます。今の時期は午前四時から六時が来場のお客様のピークになっており、二割弱が県外ナンバーの車両、インバウンドの影響でありましょうか、外国人の姿が目につくようになりました。

朝市名物を挙げますと、朝四時に百人ほどの行列ができる名物のしおてば、洋野町でハウス栽培されたジャンボシイタケ、移動販売のパン屋さん、露店喫茶店は何と二十店舗ぐらいあります。一次産業では、一夜干しのイカ、サンマ、ホッケ、サバ、ニシン、青果店では、リンゴ、梨、ブドウ、桃、ナガイモ、ニンニクなど、加工品では、焼き菓子、天ぷら、おにぎり、そば類、鍋物、その他民芸品、生花など、多岐にわたり出店者の皆さんが商いをいたしております。

地産地消、年間六十回の開催で総店舗の売上は約六十億円とも言われ、七割の出店者が朝市の売上げで生計を維持しております。

昨年の九月に開催された全国朝市サミットでは、一日八万人の方々が

全国から御来場くださいました。感謝に堪えない次第であります。来年は通年で開催を協議中だということでもあります。

先般、朝市会の皆さんと意見交換をした際、今困っていることはトイレだそうであります。以前、八戸市に整備していただいたトイレがありますけれども、それでもトイレ待ちの列ができ、県でも北側の緑地帯にもう一つトイレの整備をしていただきたいとのことで、今、署名活動を盛んにしているそうです。

八戸市の自慢は何かと問われれば、私は自信を持って、こう言っております。三権の長を務められた大島理森元衆議院議長、女子レスリングオリンピック四連覇伊調馨選手、そして館鼻岸壁の朝市。

朝市を活用した誘客促進に、県としてはどのように取り組んでいるのかお尋ねします。

県立屋内アイスホッケーリンクの建設について。

スピードスケート競技においては、県と国の財政支援により令和元年に待望のリンクが完成し、三度の国際大会や全日本スピード選手権が開催されております。

その結果が早速出てきております。本年二月に開催された第四十五回全国中学校スケート大会において、県勢としては二十九年ぶりに優勝に輝くなど、着実に競技力の向上が図られています。

アイスホッケーリンクについては、平成初期には、民営を含め市内に七面あったものが、現在は三面にまで減少しております。リンク数が完全不足しており、学業、仕事を終えた夕方以降の時間帯に利用が集中し、八戸市の競技環境は非常に厳しい状況に置かれております。さらに、ふくちアイスアリーナは、今後リンクとしての営業はしないとのことで、活動場所の確保や大会誘致はさらに厳しさを増しております。

八戸市における本県が誇る氷上競技であるアイスホッケー、フィギュアスケート、ショートトラックの振興のため、全国大会が開催できる県立アイスホッケーリンクの整備を求めるものであります。

みちのく記念病院をめぐる経緯について。

二〇二三年三月十二日から十三日にかけて、同病院に入院中の男性が、同じ病室の入院患者を殺害するという事件が発生しました。病院側は、死因を肺炎とする死亡診断書を遺族に出しました。

当該事案が発生してから二年近く経過した二〇二五年、当時医療法人理事長と被疑者の主治医が犯人隠避容疑で逮捕されました。

二月十九日、県、市が合同で医療法に基づく臨時の立入検査を行い、五月までに六回と報道発表されております。

その後、三月七日、県、市が病院に対し改善勧告、両被疑者を犯人隠避罪で青森地検は起訴しました。

七月十八日、八戸市は青森県に対し、同病院への行政処分をするよう通知しました。

九月二日、青森県は、病院を運営する法人に改善命令を出したのが本件の概要であります。

県健康医療福祉部長は、着実に改善措置を講じ、継続性を持って適切な管理運営体制の確保に努め、信頼回復の道を進んでいただきたいと談話を発表しました。

県は、今月三十日まで同法人に改善計画を報告させ、来年二月末までに医師の適切な勤務制の構築をし、再発防止を実施することを命じました。

近隣住民の一人として、報道機関の発表だけが頼りで、進まぬ事件、事故がすつぽりとベールに包まれて、地元民は不安にさいなまれている現状であります。

一点目として、県、市が行った六回の合同検査の内容をお知らせいただきたい。同時に、処分方針が出るまでなぜ二年の月日がたったのかお伺いします。

二点目として、ずさんな法人運営が放置された結果が悲惨な事態を招いた。医師や看護師の配置などを実質的に監督することが求められてい

ます。同病院が改善措置を講じていく上で、医療現場に詳しい医師、看護師の第三者的な視点が必要であります。県の見解を伺いたい。

三点目として、県と八戸市の立入検査では、医療体制に問題がないかを中心に精査をされたと伺っております。報道にあるような入院中の認知症と見られる高齢医師が遺体を確認しないで診断書を書いたことや、医師の指示がないまま看護師による医療行為が繰り返されていた問題については、医療法や刑事法に関わるものと認識いたしております。合同で実施した立入検査と、事件当時の問題との関連について伺いたい。

四番目に、三陸復興国立公園種差海岸の整備について。

昭和四年、八戸市は、八戸町、小中野町、湊町、鮫村と四町村が昭和の合併をし、当時の人口五万人で市制が敷かれました。

昭和五年、神田重雄二代目八戸市長は、半農半漁の比較的降雪の少ない土地柄でありますけれども、ヤマセの影響で不作、飢饉が多い八戸市をどのように発展させたらよいのか大いに悩み、相当知恵を巡らせたと思います。

リアス式海岸の造形美、世界にも類いまれなる風光明媚な、春にはウミネコが飛び交う蕪島、大須賀海岸、白浜海岸、そして種差海岸を生かそう、海から発展した町、海から開けた八戸市をつくらうと思ったに違いありません。

昭和七年、当時世界でも高名であった鳥瞰図絵師、観光の先駆者と言われた吉田初三郎画伯の招致に成功いたしました。初三郎画伯は、十和田湖を訪れた折、帰りに初めて八戸市を訪れたと聞いております。神田市長は、鮫の旅館「石田家」に画伯を招待され、御亭主の詩人でもある村次郎氏とも相歓談され、翌日に種差海岸を散策されたと言われております。

種差海岸の風景に圧倒され、二年後には愛知県犬山市にあったアトリエと自宅を現在の種差海岸駅前に移転いたしております。潮観荘と命名し、フサ御夫人、御子息の種房氏、お弟子さんと居を構えました。昭和

二十八年、隣家の火災で類焼し、焼け落ちるまで鳥瞰図を描き続け、世に現存するだけでも二千点もの鳥瞰図が確認されております。

私も縁があり、十歳ほど年上で当時の八戸市立商業高校を卒業された御子息の種房氏を講師として招き、講演会を企画し、初三郎画伯のすばらしい生き様を聞かせてもらいました。御婦人、お嬢さん共々に来八されました。私が八戸市議会議員駆け出しの頃でありましたから、もう三十五年の歳月がたっております。

画伯が来八された昭和七年から八年は観光ブームの始まりで、十和田八幡平が国立公園に指定されましたが、画伯は最後まで十和田、種差海岸について地元の人々と一緒に精力的に運動を展開されましたが、国立公園の指定は残念ながらかないませんでした。

その後、昭和十二年、国は、国の名勝地として種差海岸を指定されました。

また、種差海岸は、数多くの文化人が訪れております。昭和二十六年、二十八年に種差を訪問、種差小学校から依頼され、校歌を作詞、草花の咲き乱れる海岸美に魅了され、「美しい海べ」という随筆文で海岸を絶賛している詩人の佐藤春夫氏、最初の十和田湖の訪問の際には鮫、種差海岸を訪れ、物見岩からの展望を一望二十万石の眺めと絶賛、種差海岸と十和田湖を見事に対比させた文学者の大町桂月氏、種差海岸を何度か散策し、「種差海岸」という題名の詩を発表、海岸の月をザボンのような満月と、その美しさをたたえている詩人の草野心平、街道をゆくシリーズ「陸奥のみち」取材のため、八戸市を訪問、種差海岸の風景や幻の詩人と呼ばれた村次郎氏を紹介、どこか宇宙からの来訪者があつたら一番先に案内したい海岸と表現した作家の司馬遼太郎氏、「道」という名で発表され、画壇の注目を集めた東山魁夷氏、八戸市出身で名誉市民でもある芥川賞作家三浦哲郎氏は、「海の道」「草の宴」「晩夏を飛ぶ夕雨子」の舞台として作品を描いております。

八戸市の海岸線が行楽や風景で注目され始めたのは明治二十年代の

頃と言われております。八戸市の人々を中心に風景のすばらしさが紹介され、石川啄木の友人、内田秋皎が鮫海岸を逍遙したのは三十年代末、明治四十一年、大町桂月氏が鮫、種差海岸を訪れてその風景を絶賛して以来、全国に知られるようになりました。

また、映画のロケーションの舞台としても利用されております。若尾文子主演の「幻の馬」、私もいささか古いなと思っておりますが、栗原小巻の「愛と死」、前田吟、佐藤オリエの「看護婦のオヤジががんばる」、野口五郎、大竹しのぶの「季節風」、中井貴一、三原順子の「父と子」「津軽百年食堂」「ライアの祈り」などが撮影で使われております。

画伯は、潮観荘が焼失した二年後の昭和三十年、京都府においてその生涯を閉じました。物の本には、潮観荘を再建し、能舞台をしつらえ、旧知の中央からの友人、知人を種差海岸にもう一度案内したいと残しております。

時はたち、平成二十五年五月、種差海岸は三陸復興国立公園に指定されました。同年十一月、太平洋岸自然歩道みちのく潮風トレイルの蕪島から令和元年に福島県相馬市までの全線千キロメートルが開通しました。

第一点目として、種差海岸地域の観光振興にどのように取り組んでいるのかお伺いしたい。

二点目は、鮫角灯台下から葦毛崎展望台までの主要地方道八戸階上線の歩道の確保がされているのかどうか、歩行者の安全対策が取られているのかどうかお尋ねします。

次に、本県における戦没者追悼について。

私は、戦後八十年の節目に当たり、半世紀前の遠い昔、学生時代、全国学生遺骨収集団員として奉職した経験から、この機会に世界の恒久平和を願うものであります。

本県戦没者遺族の高齢化に伴い、県遺族連合会が解散し、任意団体として活動を余儀なくされている今日、次代に現代の礎を築かれた方々の

御遺族に対して、特別援護法、国家の賠償責任として特別弔慰金、軍人恩給などの政策提言などを国に働きかける団体でもあり、各市町村に建立された慰霊碑、忠魂碑の像塔を管理することが難しいとの声が遺族会青年部の方々よりいただきます。

像塔に限っては、厚労省社会・援護局の通達によると、管理が行き届かない慰霊碑、忠魂碑は、条件を満たせば埋設、移設ができるとの通知があるかと思えます。

そこで、一点目として、遺族会等が建立した戦没者慰霊碑等の管理について、国と県がどのように取り組まれているのか伺います。

連合遺族会の解散の前には、県主催の追悼式の後、遺族大会を併催していました。参列遺族の高齢化や移動費などの資金的逼迫により解散を余儀なくされた市町村遺族会もあると聞いております。

二点目として、県主催の戦没者追悼式の開催方式を市部——青森市、弘前市、八戸市——の会場を年番に回し、多くの県民の皆さんが参加しやすいように、また、近隣市町村の御遺族、お孫さんの世代も参加していただき、平和教育の一環として検討していただけないか伺います。

次に、公立夜間中学についてお尋ねします。

夜間中学とは、様々な事情により義務教育が受けられなかった方や、不登校のために中学校で学べなかった方が夜間に授業を受けることができる中学校で、令和七年四月時点で全国に六十二校が設置されています。

令和二年の国勢調査によると、本県の人口に占める未就学者や最終卒業学校が小学校の者の割合は全国的に見ても高くなっているほか、県教育委員会が実施したアンケートにおいても、様々な市町村で夜間中学で学んでみたいというニーズがあるものと考えております。

私は、これまでも県議会において夜間中学の設置について取り上げてきたところでありますけれども、先般、青森市が設置の意向を表明し、

本県においても学びの機会が充実するものと期待しております。

そこで、一点目として、本県における公立夜間中学の設置に向けて、県教育委員会はどうのように取り組んでいるのか伺います。

二点目として、県内の広域にわたるニーズへの対応のため、公立夜間中学のさらなる設置が必要と考えますが、県教育委員会の見解について伺います。

県立郷土館整備検討会議についてお尋ねします。

県立郷土館は、昭和四十八年に、ふるさとの過去を語り、現在を考え、未来を展望する総合博物館として設置され、以来、長きにわたり県民が郷土に誇りを持ち、夢や希望を感じられるよう、郷土に根差した活動を行っております。

一方、施設の老朽化等により現在休館中となっており、新たな県立博物館の整備に向け、県教育委員会では検討会議を設置して、その中で整備場所候補地に関して、関係市に対して意向調査を実施しながら検討していると伺っております。

そこで、意向調査を実施することとした経緯と、整備場所候補地の検討の進め方について伺います。

北東北三県ドクターヘリの広域運航に係る運用の柔軟化についてお尋ねします。

救命率の向上と後遺症の軽減に大きな効果を上げ、私ども県民の命を守ってきたドクターヘリ、期待以上の活躍であります。

北東北では先駆けの平成二十一年三月に運航を開始し、平成二十四年十月からは二機体制での運航を開始、平成二十四年一月には秋田県、同年五月には岩手県で開始され、北東北三県で四機であります。

平成二十六年十月の運航マニュアル改正によって、自県ヘリ優先要請を原則としつつも、自県の搭乗医師が救命に効果的であると判断した場合には、他県ヘリに出勤要請ができるように緩和され、現行の広域連携運航になっていると聞いております。

しかしながら、自県へリ優先の下では、緊急を要する患者で他県へリが現場から直近に位置する場合であっても、自県へリにまずは要請しなければならぬため、一刻を争う状況下では致命的な遅れが懸念される。先進地域では、県境にとらわれない運航を実施しております。一分一秒でも早く医師が患者の元へ駆けつけ、医療行為ができる体制が望まれています。北東北三県において、より柔軟な体制が必要と考えます。一点目として、令和六年度におけるドクターヘリの運航実績について伺いたい。

二点目として、ドクターヘリによる広域連携に係る運用の柔軟化について伺いたい。

以上で、壇上からの質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（工藤慎康） 知事。

○知事（宮下宗一郎） おはようございます。清水議員にお答えいたします。

私からは、まず、館鼻岸壁朝市を活用した誘客促進に、県はどのように取り組んでいるのかについてお答えいたします。

八戸市の館鼻岸壁朝市は、議員が御指摘のとおり、毎週数万人が訪れる日本最大級の朝市となっております。

県では、二百店舗以上が立ち並ぶスケールの大きさや生鮮食品から雑貨までそろった商品の豊かさ、地元の方々との交流の楽しさ、早朝からの国内屈指のにぎわいなど、館鼻岸壁朝市が誇る多くの魅力について、観光パンフレットやSNS、海外インフルエンサーなどにより情報発信を積極的に行うとともに、旅行会社へ商品造成を働きかけるなどの取組を進めております。

続きまして、種差海岸地域の観光振興に県はどのように取り組んでいるのかについてお答えいたします。

四季折々に咲き誇る海浜植物や変化に富んだ海岸線が広がる種差海岸は、本県を代表する観光資源であり、引き続き知名度を上げるための

PRを続けるとともに、みちのく潮風トレイルの玄関口としてのブランド化を一層推進していくため、私自身も本年七月に八戸市でのウォークイベントに参加し、その魅力をPRしてまいりました。

また、種差海岸地域は、新たに宿泊・飲食施設が開設されるなど、滞在環境が充実してきており、県としても昨年度、同地域における環境に配慮した宿泊施設の改修に際し、専門家の派遣を行ったほか、事業者の新たなアウトドアアクティビティーの開発に協力するなど、種差海岸地域の観光地域づくりを伴走支援しています。

続きまして、戦没者慰霊碑等の管理について、県と国がどのように取り組んでいるのかについてお答えいたします。

国では、平成二十八年度から建立者等が不明で適切な維持管理が行えておらず、倒壊の危険がある慰霊碑等について、市町村等が移設、補修、埋設等の取組を行った場合に費用の一部を補助しており、県では、毎年市町村に対し、補助協議の連絡により、事業の周知を図っております。

また、遺族会をはじめとした民間団体が建立した慰霊碑等も含めて、平成三十年度に国による全国調査が実施され、本県においては百九十四件の慰霊碑等が把握されたところであります。これらの慰霊碑等については、今年度、改めて現在の管理状況や今後の管理方針等についての調査が実施されることとなっており、県では、こうした国による調査に引き続き協力し、県内の慰霊碑等の実情の把握に努めてまいります。

次に、県民が参加しやすい戦没者追悼式の開催についてお答えいたします。

戦没者追悼式は、県主催としては昭和六十一年度から青森市の会場で行っております。

県では、令和四年度から、青森市から遠方にお住まいの御遺族や、健康上の問題により会場での参列が難しい御遺族に配慮するとともに、さきの大戦の記憶を次世代へ引き継ぐため、インターネットを活用した開催当日のライブ配信や後日の動画配信を実施しております。

特に、ライブ配信については、市町村に対し公開視聴、いわゆるパブリックビューイングの場を設けるなど、インターネット環境のない方への配慮をお願いしております。

引き続き、より多くの御遺族や若い世代が戦没者の方々を追悼し、平和を祈念する機会を得られるよう、戦没者追悼式の開催方法等を検討してまいります。

続きまして、ドクターヘリによる広域連携に係る運用の柔軟化についてお答えいたします。

北東北三県ドクターヘリの広域連携については、三県による協定に基づき、初めに自県のドクターヘリを要請することを原則としつつ、出動要請の重複や搭乗医師が他県のドクターヘリの出動が効果的と判断したときは、他県のドクターヘリを要請する運用とされております。

令和六年度における広域連携の実績は五十三件で、このうち本県から岩手県への出動が四十一件、本県から秋田県への出動が一件と、本県のドクターヘリは三県の広域連携に最も貢献しているものと考えております。

県としては、ドクターヘリ二機体制が県民への救急医療提供体制の充実に図ることを目的に整備したものであることを念頭に置いた上で、広域連携の充実に努めてまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○議長（工藤慎康） 奥田副知事。

○副知事（奥田忠雄） 県道八戸階上線の鮫角灯台下から葦毛崎展望台までの区間における歩行者の安全対策についてお答えいたします。

約四百四十メートルにわたる当該区間は、みちのく潮風トレイルの一部を構成しておりますが、歩道が未整備であることから、歩行者への安全対策が必要であると認識しております。

一方で、当該区間は三陸復興国立公園内にあるほか、種差海岸が文化財保護法に基づく名勝に指定されていることなどから、土地の改変に対

する規制がある区域となっているため、県といたしましては、こうしたことも踏まえ、引き続き、環境省や地元八戸市とも連携し、ソフト対策も含め、当該区間における歩行者の安全対策を検討してまいります。

○議長（工藤慎康） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 御質問四点についてお答えいたします。

まず、県と八戸市が合同で実施した立入検査の概要についてお答えいたします。

県では、八戸市からの依頼に基づき、元院長を含む医師二名が逮捕されたことによる病院の医療提供体制への影響を確認するため、職員を派遣して複数回にわたり、医療法第二十五条第一項に基づく臨時の立入検査を実施しました。

その結果、一部の医師の勤務実態が判然としないことや、構造設備の無許可変更及び使用、病室の定員超過などの不適正な事実が確認されました。

さらに、立入検査を進めた結果、病院が医師の正確な勤務時間等を把握していなかったこと、また、医師の勤務時間等に関して、八戸市及び県に対して事実が認められない報告をしてきたことを確認しました。

なお、行政処分に係る八戸市の通知発出が七月十八日までなかったのは、元病院長らの逮捕後、八戸市が立入検査を重ね、明らかとなった事実関係を精査し、行政処分の必要性について検討する上で必要な期間であったと認識しております。

次に、みちのく記念病院が改善措置を講じていく上で、第三者の視点が必要であるとお考えについてお答えいたします。

今回、病院が医師の勤務実態を把握していなかった事実については、複数回の立入検査を実施した中で確認されたものとなっております。県としても、今後、みちのく記念病院における医師の勤務状況等の指導、監督を行う上で、第三者による視点も必要と考えています。

そこで、県では、みちのく記念病院に改善措置命令を行った際、病院に対し、青森県医療勤務環境改善支援センターの支援を受けるよう指導しています。

青森県医療勤務環境改善支援センターは、医療機関が医療従事者の勤務環境の改善に向けた自主的な取組が促進されるよう、医療機関のサポートを行う公的支援機関であり、みちのく記念病院がこのセンターの支援を受けることで、病院のガバナンスの強化や医師を含めた医療従事者の勤務環境の改善が図られ、医療の質の向上にもつながることが期待されます。

次に、県と八戸市が合同で実施した立入検査と事件当時の問題との関連についてお答えいたします。

県と八戸市が合同で実施した立入検査は、元院長を含む医師二名が逮捕されたことを受け、医療法に基づき、検査時点での医療提供体制の確認を中心に行いました。

なお、医療法第二十五条第五項では、立入検査の権限は犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならないと規定されているため、事件当時の問題については、警察からの求めに応じ、捜査協力という形で警察と連携した対応を行ってきたところです。

最後に、令和六年度におけるドクターヘリの運航実績についてお答えいたします。

令和六年度における本県のドクターヘリの出動件数は六百六十四件で、基地病院別の出動件数としては、県立中央病院が三百七件、八戸市立市民病院が三百五十七件となっています。

また、出動場所については、県内が六百二十二件、県外が四十二件となっており、県内の二次保健医療圏別では、上十三地域が百八十四件、八戸地域が百六十件、青森地域が百二十二件、西北五地域が六十六件、津軽地域が四十七件、下北地域が四十三件となっています。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） 御質問四点にお答えいたします。

まず、八戸市への県立屋内アイスホッケーリンクの整備についてです。

県有体育施設については、青森県スポーツ振興基盤整備計画に基づき、陸上競技場、水泳場及び野球場を計画的に整備することとしており、これまで新青森県総合運動公園内に陸上競技場、水泳場を整備しています。

県教育委員会として、まずはスポーツ振興基盤整備計画の着実な実施が必要と考えており、現時点では県立屋内アイスホッケーリンクについては、この計画に入っていないところです。

次に、公立夜間中学の設置に向けた取組についてお答えいたします。

県教育委員会では、令和六年八月に公立夜間中学設置検討委員会を設置し、現状や課題、夜間中学の目指す姿などについて議論を重ね、基本的な考え方として、令和九年四月の開校を目指すことが望ましいとされたところです。

このような中、令和七年五月、青森市が設置の意向を表明し、同年六月、他市町村の生徒を受け入れるなど本県の教育行政に資する取組として、県に財政支援を求める要望書が提出されました。

県教育委員会としては、青森市の取組は、本県最初の夜間中学の設置であるとともに、広く本県における様々な背景を持つ生徒の就学機会の充実に寄与するものであり、国の指標である令和九年度までの設置に向けて、青森市と連携して取り組む必要があることから、その設置準備を支援することとしています。

次に、公立夜間中学のさらなる設置に係る見解についてお答えいたします。

県教育委員会としましては、国の指標である令和九年度までに夜間中学を設置するため、まずは本県初となる夜間中学を設置する青森市を支援していきたいと考えています。

さらなる設置につきましては、青森市が設置する夜間中学の成果や運営状況、入学者のニーズ等を注視する必要があると考えています。

次に、青森県立郷土館整備検討会議において意向調査を実施することとした経緯と、整備場所候補地の検討の進め方についてお答えいたします。

国は、博物館に求められる役割が多様化、高度化していることから、令和五年四月に博物館法を改正しました。その中では、これまでの博物館の役割である展示、教育普及、資料収集・保存、調査研究等に加え、地域の多様な主体との連携、協力による文化観光その他の活動の推進を図り、地域の活力の向上に寄与するよう努めることとされました。

このことも踏まえ、県教育委員会では、県立郷土館の整備に係る基本計画策定に向け、青森県立郷土館整備検討会議を設置し、一つとして、これからの時代に求められる県立博物館について、二つ目として、新たな県立博物館の整備場所候補地についてを検討いただいています。

また、整備場所候補地については、基本的な考え方や整備場所として望ましい要素、条件を検討いただくこととしており、これらの検討に資するよう、人口や観光入込客数、アクセスのしやすさを考慮し、青森市、弘前市、八戸市の三市へ候補地となり得る場所の有無や協力の意向等を調査しました。この調査結果を今月十九日に実施した会議で報告し、検討を進めております。

○議長（工藤慎康） 清水議員。

○四十三番（清水悦郎） ありがとうございます。

再質問はありません。一点だけ、みちのく記念病院についてであります。

現代医療の発達した昨今、考えられない事件であります。昼夜にたがわず、命がけで患者に向かっている多くの医療従事者の心を踏みにじるものであります。

これからでも遅くはありません。先ほど健康医療福祉部長からもお話

がありました。が、地域の大事な病院として大いに反省し、改善するところは誤りを正し、病院機能評価事業を早急に受けていただきたい。現在も多くの患者さんを抱え、その苦勞は大変だと推察されますが、一から出直し、再出発をしていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（工藤慎康） 午さんのため、暫時休憩いたします。

午前十一時十八分休憩

午後一時再開

○副議長（齊藤 爾） 休憩前に引き続き開会を行います。

一般質問を続行いたします。

二十三番鶴賀谷貴議員の登壇を許可いたします。——鶴賀谷議員。

○二十三番（鶴賀谷 貴） 二十三番、鶴賀谷貴でございます。議長より

お許しをいただき、所感を述べてから質問に入らせていただきます。去る七月二十日、第二十七回参議院議員通常選挙が行われました。自民党が参議院でも少数与党となり、石破総理が辞任を表明し、新しい自民党総裁を選ぶ総裁選が行われています。今後、誰が総理大臣になろうとも、決められない政治、引き延ばしの政治では国民が不幸になるだけです。

これは何も自民党だけではなく、我が立憲民主党も含めたほかの政党にも言えることです。この国を前に進めることが重要であり、国難の状況を打破するには、ゼロか百かではなく、十でも二十でもよいので前に進める必要があります。

このことは国会だけではなく、この県議会においても同じことが言えます。今、県議会では議会改革が議論されています。議論が尽くされ、意見が一致しないからといって現状のままの状況で変わらないとすれば、県民からの信頼は得られません。議会制民主主義にとって何よりも大切なのは、十分に話し合うことです。しかし、十分に話し合っても意

見の一致を見いだせない場合は多数決で決めるのも民主主義です。このことは幾度となくこの議場で繰り返してきたことです。百点満点の結論が一回で得られなくても、五十点でもよいので前に進めなければなりません。

県議会議員定数等検討委員会の田中順造委員長、谷川政人副委員長が御苦労して取りまとめた総括案は評価できるものです。これまで県内の多くの市町村議員定数の削減が行われてきて、県議会議員定数だけが変わらずにいいはずがありません。人口減少が進む中、青森県の諸問題に対して、宮下知事を筆頭に青森県が前進し、議会改革を県民に感じてもらうために、議員としての役割を果たすことが今こそ重要と考えます。

それでは、通告に従いまして質問します。

一項目め、青森新時代の実現に向けた知事の思いについて質問します。

宮下知事は、四十万票以上の得票を得て、令和五年六月に知事に当選されました。早いものでもう二年と三か月が経過しましたが、この間、教育改革や学校給食費完全無償化など様々な施策を掲げ、実施してきましたが、知事は、就任以来、青森新時代の実現に向け、どのような点を重視して施策を進めてきたのか伺います。

報道機関が県内の市町村長にアンケート調査を実施したところ、九割の市町村長が県政運営を評価する、ある程度評価するという報道がありました。市町村長と多くの県民から期待が集まる中、知事が今後、特に力を入れて推進したい施策について伺います。

二項目め、人口減少対策について質問します。

総務省が発表した本年の一月一日現在の人口動態調査によれば、青森県の外国人を含む総人口は、前年比一万九千八百十一人減少で、百十八万五千七百六十七人です。減少率は一・六四％、全国で二番目に多い減少率となり、県は、人口減少問題を解決するための対策を全庁的に検討、

推進することを目的に青森県人口減少対策推進本部を立ち上げましたが、この青森県人口減少対策推進本部では、これまでどのような議論を行ってきたのか伺います。

青森県人口減少対策推進本部は、令和五年十二月四日に第一回の会議が実施されています。国も人口減少を少しでも食い止めようと様々な施策を実施しています。待ったなしの人口減少問題への対策を決める青森県人口減少対策推進本部の今後の予定について伺います。

人口減少対策と一言で言っても様々な施策があり、全ての施策が人口減少対策につながっているとと言っても過言ではありません。数多い施策の一つ一つに目標としての指標設定をし、現状分析や施策の実行、問題が発生したら改善するというマネジメントサイクルを回すことで目標指数に近づくことができますが、人口減少対策のPDCAサイクルについて、どのように運用しているのか伺います。

三項目め、移住促進の取組について質問します。

県内においても移住促進に取り組んでいる市町村はたくさんあります。市役所や役場内に移住相談窓口を設置しているほか、首都圏にも設置している自治体もあります。青森市などで構成している「Aomori link（赤坂）」、八戸市などで構成している八戸都市圏交流プラザ「8base」、弘前市が設置しているひろさき移住サポートセンター東京事務所などがありますが、県が移住促進に向けて取り組んでいる通称あおぐら、青森暮らしサポートセンターの相談体制について伺います。

移住やUターンに向けての新聞広告に、知事からの言葉として、将来を悲観することは簡単にできます。過去のせいに、他人のせいにしながら現状に甘んじることも、ただ、青森はこれから変わっていきます。挑戦する人、挑戦を支える人、挑戦のフィールド青森、若者が、未来を自由に描き、実現できる社会へとありました。

チャレンジ青森を実現するためにも、チャレンジャーを県内に呼び込む必要がありますが、青森暮らしサポートセンターを利用した過去三年

間における移住決定者数の推移と令和六年度の移住決定者の傾向について伺います。

全国的に移住者が多い地域に共通している点は、移住してからの経済的自立ができていることと、移住した地域の住民とのコミュニケーションが良好なことだと思いますが、移住促進を図るため、今後どのように取り組んでいくのか伺います。

四項目め、県内中小企業者の事業継続支援について伺います。

帝国データバンク青森・八戸支店は、本年一月から八月までの県内の倒産件数は五十九件で、前年同期より八件増加したと発表しましたが、県内中小企業者の経営環境に対する県の認識について伺います。

県が商工三団体と協力して行った物価高騰等に関する影響調査によると、県内の中小企業者で原油、原材料等の上昇分の価格転嫁が全くときていない、できたとしても五〇％未満だと回答した割合が六五％で、依然として価格転嫁が進んでいない状況が続いている中、県内中小事業者の資金繰りは非常に厳しい環境にあります。

そこで、青森県特別保証融資制度による県内中小企業者に対する資金繰り支援の実施状況について伺います。

今後の青森県は急速な人口減少が続く、それに伴って市場そのものが縮小されていき、これまでの不況とは違う悪影響が出ることが予想されます。

県内中小企業者の事業継続に向けた金融の円滑化のために、県はどのように取り組んでいるのか伺います。

五項目め、スマート農業の推進について質問します。

これまでの農業技術に先端技術を掛け合わせなければスマート農業は成り立ちません。耕うん整地作業を無人で行う自動走行トラクターや田植作業と苗補給を一人で実現する自動運転田植機など、農業者の技術向上や新規就農者の技術習得のためには、経験や勘に基づく農作業から先端技術を活用した作業に変える必要がありますが、本県におけるスマ

ート農業技術の普及の状況と課題について伺います。

国は、二〇二四年度にスマート農業技術活用促進法を成立させました。今後、さらに農業従事者の減少や高齢化が進む中、農作業の効率性を高めることが必要と考えますが、スマート農業の推進に向けた県の取組について伺います。

スマート農業を行う上で最も課題となるのが、初期投資に多額な資金が必要となることです。物のインターネット、IoTやセンサーやドローン、ロボット技術などを活用して、生産性や農産物の品質向上につながりますが、スマート農業機械を購入する際に多額の自己資金が必要とすることがあるが、農業者等が融資機関から資金を借入れる場合の保証制度について伺います。

六項目め、リンゴの高密度栽培について質問します。

細いリンゴの木を狭い間隔で植える高密度栽培は、県内約二万ヘクタールのリンゴ園のうち、二〇二三年産で〇・二％の園地で栽培され、長野県に比べ、極めて低い数字となっていますが、県内におけるリンゴ高密度栽培栽培面積の推移について伺います。

高密度栽培を行うには多くの専用の苗木が必要で、農業者から苗木が手に入らないという声をよく聞きますが、高密度栽培専用苗木の確保に向けた県の取組について伺います。

令和六年度は、豪雪により、リンゴの木が倒れたり、枝が折れたりした被害が多く発生しました。県産業技術センターりんご研究所で高密度栽培の雪害について調査したところ、枝折れ被害が一％にとどまったことを発表し、高密度栽培が耐雪性があることを立証しました。

また、宮下知事は、先日開かれた青森りんご植栽百五十周年記念式典の講演の中で、リンゴの生産量を二〇四〇年に四十万トン以上にするという目標を述べておられました。

これまではリンゴを栽培するためには剪定が必要とされていましたが、高密度栽培は剪定をあまり必要としない栽培方法で、新規就農者が

栽培しやすいやり方ですが、高密植栽培に取り組む生産者に対する県の支援について伺います。

七項目め、マツカワの陸上養殖について質問します。

県内でのマツカワの陸上養殖は、企業などの産業界、大学などの学术界、国や地方公共団体の官界、金融機関など、産学金官が連携した嶋脇漁業のほか、県内五か所の地域でマツカワの陸上養殖を行っています。

その養殖事業者へ稚魚を提供している公益社団法人青森県栽培漁業振興協会でのマツカワ種苗生産状況について伺います。

マツカワの陸上養殖では種苗の安定的な生産が必要であり、そのことなくして養殖事業の定着や拡大は望めませんが、マツカワの種苗生産における課題と生産拡大に向けた県の取組について伺います。

八項目め、ユニバーサル農業の推進について質問します。

ユニバーサル農業の前身は農福連携事業です。農福連携とは、障がい者の方が農作業を通じて自信や生きがいを感じ取るにより、社会参画への実現を目指す取組です。

県は、これまでの障がい者だけではなく、生きづらさを感じている者、高齢者を含む多様な人が従事することができると農業をユニバーサル農業と定義し、令和六年三月に青森県ユニバーサル農業推進方策を公表しましたが、本県におけるユニバーサル農業の取組状況について伺います。

農業従事者の高齢化や農業作業員の不足など、厳しい状況が続くことが予想される中、農家と農作業のお手伝いをする方をマッチングすることは極めて有効なことを考えますが、ユニバーサル農業の推進に向けた課題と、今年度の県の取組について伺います。

九項目め、青森県立郷土館の整備について質問します。

これは、先ほど清水議員からも質問がありましたが、私からも質問します。

青森県立郷土館は、私たちの郷土である青森県の過去を振り返り、現

在を見詰め、未来を考えることを目的として設置されました。

昭和四十八年九月二十日に開館され、次の日から一般公開が始まり、平成二十二年には二百万人に達しています。令和二年度に建物の耐震診断基準の目標値が下回ることが判明し、現在は休館している施設です。

県は、青森県立郷土館の整備に係る基本計画策定に向けて、学識経験者や教育関係者、博物館関係者などで構成する青森県立郷土館整備検討会議を令和七年四月十八日に設置しましたが、県立郷土館整備検討会議における検討状況について伺います。

青森県立郷土館整備検討会議の委員の任期は令和八年三月三十一日までとなっており、それまでに新たな県立郷土館の整備場所候補地等を決定し、県教育委員会教育長に報告することになっていますが、検討結果が報告された後、どのように進めていくのか伺います。

青森県立郷土館には大石平遺跡出土品など国の重要文化財に指定されている展示品などや、社会教育施設としての様々な資料等があります。歴史のある貴重な展示品や貴重な資料を所有していますが、県立郷土館に収蔵している資料の保管状況について伺います。

十項目め、環白神・岩木山ユネスコエコパークについて質問します。ユネスコエコパーク（生物圏保存地域）とは、豊かな生態系を有し、地域の自然資源を活用した持続可能な経済活動を進めるモデル地域です。二〇二四年七月現在、登録地域数は百三十六か国、七百五十九地域があり、国内には十地域が指定を受けています。ユネスコエコパークは、自然保護と地域の人々の生活とが両立した持続的な発展を目指しています。

白神山地は、青森県と秋田県にまたがり、広大で原生的なブナ林とその生態系が貴重な価値として認められ、平成五年に世界自然遺産に登録されました。

ユネスコエコパークについて秋田県議会でも議論がなされ、秋田県鈴木知事は、地元の自治体の意向を十分確認するほか、利活用に関して青

森県知事との会議等の場所を通じて情報交換を行いたいと議会で述べていますが、環白神・岩木山ユネスコエコパークの認定について、県の見解を伺います。

十一項目め、冬季観光の推進について質問します。

本県には、春になると各地で開かれる桜祭りや、夏になると青森ねぶた祭や弘前ねぶたまつり、そして八戸三社大祭など、数多くの祭りがあり、県外はもちろん、国外からも数多くの方が青森県を訪れています。

本県の観光産業では、長年、冬場の観光客の減少が問題とされていますが、令和六年十二月から令和七年三月までの本県延べ宿泊者数と、その日本人及び外国人の内訳について伺います。

今年の一月から六月までの本県の延べ宿泊者数は約二百二十五万人で、二〇一九年同期との伸び率が八%となり、東北では一番となりました。

冬季の誘客促進に向けた県の令和六年度の取組内容について伺います。

インバウンド効果がある今こそ、冬季観光をもっと強化して、年間を通じた観光客の増加を目指すべきと考えます。台湾、韓国、中国の複数のインフルエンサーに定期的に青森県に来ていただき、SNS等で青森県の風景やお祭り、食べ物など、四季それぞれの魅力を広く発信してもらい、新たな観光客に結びつけるなどの対策が必要と考えますが、冬季の誘客促進に向けて、県は今年度どのように取り組んでいるのか伺います。

十二項目め、昨冬の豪雪対応を踏まえた今後の道路除排雪の取組について質問します。

とにかく令和六年度の冬期は雪が多かった。青森市では、昨年十二月二十八日から一月五日までの積雪が百三十九センチ、弘前市でも本年二月二十三日に観測史上最大の百六十七センチの積雪を記録する豪雪となりました。県民が安心して暮らせるためには冬場の除排雪は非常に重要

なことと考えますが、県が行った昨冬の道路除排雪を通じて、どのような見が得られたのか伺います。

豪雪のため、私のところにも苦情が寄せられ、その多くは除排雪の見通しが分からず、いつまで待てば除排雪をしてくれるのかという内容でしたが、昨冬の道路除排雪に対し、県民からどのような声が寄せられたのか伺います。

令和六年度の豪雪の経験を生かすために、青森河川国道事務所や県土整備部、建設業協会などで構成される青森ゆきみちDX推進会議を立ち上げましたが、道路除排雪のDX推進に向けた取組について伺います。

十三項目め、青森県立高等学校魅力づくり推進計画基本方針（案）について質問します。

本年八月に、県教育委員会は、入学定員に満たない一部の県立高等学校に適用している地域校制度を廃止する代わりに、地域が一体となって学校の活性化に取り組む地域共育校にすることを発表しましたが、地域共育校制度の概要について伺います。

青森県立高等学校魅力づくり推進計画基本方針（案）の中では、令和十年度以降の高等学校の学科の魅力づくりに向けた方針や学校配置、学科の配置等についての実施計画を示すことになっていますが、実施計画策定に向け、地域協議会を設置する目的について伺います。

地域協議会という名称どおりに考えれば、地域の声を反映させる協議会でなければなりません。青森県立高等学校教育改革推進計画第一期実施計画策定のときも地区懇談会等を延べ十七回開催されましたが、地域の意見はほとんど反映されず、ほぼ県教育委員会の方案どおりとなったと思っております。

地域の実情を反映するために重要である地域協議会の委員構成及び協議内容について伺います。

十四項目め、発達障がいのある児童生徒への対応について質問します。

二〇〇五年四月一日に発達障害者支援法が施行され、発達障がい者への支援が法的に位置づけられました。これにより、発達障がいのある児童生徒を含め、幼稚園、小学校、中学校、高等学校での教育が推進されることとなりましたが、発達障がいのある児童生徒に対する指導の形態について伺います。

全国の公立小、中、高校の児童生徒から約八万九千人を抽出し、学習障がい、注意欠如・多動症、高機能自閉症に当たるかを担当教員らに回答してもらった結果、全国の公立小・中学校の通常学級に通う児童生徒の八・八％に発達障がいの可能性があることが二〇二三年十二月、文部科学省の調査で分かりましたが、本県の公立学校における特別支援学級に在籍する児童生徒数及び通級による指導を受けている児童生徒数の状況について伺います。

発達障がいの特性には、自閉症スペクトラム症や注意欠如・多動症、学習障がいがありますが、発達障がいのある児童生徒に対する指導の形態はどのように決定しているのか伺います。

発達障がいのある児童生徒は、障がいの特性が一つのときもあれば、複数の特性が見られるケースもあります。また、障がいの程度も人それぞれですが、発達障がいのある児童生徒に対する学校の支援について伺います。

十五項目め、不登校児童生徒への支援について伺います。

文部科学省の不登校の定義では、年間三十日以上欠席すると不登校に該当します。

文部科学省の令和五年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査によれば、小・中学校における不登校の児童生徒は三十四万六千四百八十二人で十一年連続増加となり、過去最多となりました。

本県の公立小・中学校における不登校児童生徒の過去三年間の状況について伺います。

文部科学省の先ほどの調査によれば、不登校児童生徒の六一％に当たる児童生徒が学校内外の機関等で専門的な相談、指導等を受けているということですが、本県の公立小・中学校における不登校児童生徒に対する県教育委員会の支援について伺います。

また、同調査では、不登校児童生徒のうち、学校内外の機関や担任等から相談、指導を受けている児童生徒が九五・八％であることが明らかになりましたが、逆に本県における専門的な支援につがっていない不登校児童生徒の状況について伺います。

また、不登校児童生徒への支援として、より多様な学びの場が必要と考えるが、県教育委員会の見解について伺います。

十六項目め、孤立死の実態と対策について質問します。

警察庁が昨年から実施している孤独死、孤立死について、今年一月から六月の間に自宅で死亡した一人暮らしの人は全国で約四万九百人で、そのうち六十歳以上（後刻「六十五歳以上」に訂正）の高齢者が約三万人ということを発表しました。

本県については、同期間、自宅で死亡した一人暮らしの人数は四百五人で、そのうち六十歳以上（後刻「六十五歳以上」に訂正）の高齢者が三百二十四人と公表しましたが、警察庁が公表した統計には、「自宅において死亡した一人暮らしの者」と記載しているが、これはどのような状況下において死亡した者を言うのか伺います。

また、「自宅において死亡した一人暮らしの者」について、六十歳以上（後刻「六十五歳以上」に訂正）の高齢者の割合及び死因としてどのようなものがあるのか伺います。

また、特に青森県では二〇五〇年に六十歳以上（後刻「六十五歳以上」に訂正）の世帯の約四分の一が一人暮らしになることが推計されていますが、県の孤独・孤立対策の取組について伺いまして、壇上からの質問を終わります。

○副議長（齊藤 爾） 知事。

○知事（宮下宗一郎） 鶴賀谷議員にお答えいたします。

私からは、まず、知事就任以来、青森新時代の実現に向け、どのような点を重視して施策を進めてきたのかについてお答えいたします。

知事就任以来、県民の皆様との対話を通じて、本県の課題や目指す未来像を共有し、その声を基に具体的な政策を実現してまいりました。そして、政策を分かりやすく県民の皆様に発信し、自分事として捉え、行動していただくことが県民主体の県政としての青森新時代であると考えております。

引き続き、対話を中心に据えた政策を展開し、若者が、未来を自由に描き、実現できる社会に向け、挑戦を続けてまいります。

次に、今後、特に力を入れて推進したい施策についてお答えいたします。

私としては、特に所得向上、労働力確保、仕事づくりなどの経済政策や、若者の定着・還流、子供・子育て施策の充実など、安心して子供を産み育てられる環境づくりを、あらゆる主体と連携して進めていきたいと考えております。

また、来年、本県で開催されます青の煌めきあおもり国スポ・障スポを契機として、スポーツで青森県が一つになり、県民の皆様的心も一つにするともに、障スポを通じて障がい者に対する理解を深めていただき、障がい者行政を大いに推進していきたいと考えております。

続きまして、スマート農業の推進に向けた県の取組についてお答えいたします。

県では、スマート農業技術の導入を推進するため、実用化段階にある技術の普及に向けて、スマート農業に対応した基盤整備を計画的に進めながら、昨年度まではスマート農業機械の導入に係る経費を補助したほか、今年度からは所得向上を目的とした機械等の導入支援と、きめ細やかな経営指導を併せて行っております。

また、新技術の現場実装に向けて、水稻ではドローンによる可変施肥

技術、野菜ではオランダ式の施設園芸システム、リンゴでは収穫作業の省力化に向けた自動走行運搬車について、省力効果や経済性を検証しております。

私としては、本県農業を産業としてさらに成長させていくため、農業の生産システムの変革が必要であると考えており、引き続き、本県に適したスマート農業技術を普及拡大してまいります。

続きまして、道路除排雪のDX推進に向けた取組についてお答えいたします。

日本有数の豪雪地帯である本県において、道路除排雪は基本的な住民サービスであり、昨冬の道路除排雪を通じて得られた知見等も踏まえ、今後はデジタル技術の活用や産学官連携の取組をより一層強化することと、道路除排雪のさらなる効率化や県民の安心感につながる仕組みづくりの構築につなげていくことが重要であると考えております。

また、今年五月には、弘前大学及び防災科学技術研究所との間で克雪研究等に関する包括連携協定の締結、また、今年六月には、国、県、青森県建設業協会等を構成員とする青森ゆきみちDX推進会議の立ち上げなどにより体制を速やかに整え、次の降雪期に向けた具体的な検討を進めており、今後も関係機関と連携強化しながら、道路除排雪のDX推進に向けた取組を着実に進めてまいります。

私からは以上です。

○副議長（齊藤 爾） 総合政策部長。

○総合政策部長（後村文子） 初めに、人口減少対策推進本部のこれまでの議論についてお答えいたします。

青森県人口減少対策推進本部では、青森県基本計画の人口減少対策に係るアクションプランであるあおもり創生総合戦略の策定に向けた議論のほか、少子化や社会減などのデータ分析結果の共有や、人口減少対策と密接に関連する所得向上・労働力確保に向けた実践プログラムの協議などを行ってきました。

今年度は七月に第一回会議を開催し、青森県子どもの生活実態調査の分析結果やあおり創生総合戦略の進捗状況等を報告したところです。

次に、今後の予定についてお答えいたします。

今後も、人口減少に関連する各種データに基づいた現状分析や取組状況などについて全庁的に共有し、人口減少対策を部局横断で推進するため、随時会議を開催したいと考えており、今年度はあと二回程度の開催を予定しております。

最後に、人口減少対策のPDCAサイクルをどのように運用しているのかについてお答えいたします。

県では、取組の検証、改善を図るために、機動力を重視したPDCAサイクルを青森県基本計画のマネジメントサイクルと一体的に運用しており、外部有識者で構成する青森県総合計画審議会による検証や提言等も踏まえ、より効果的、戦略的な取組の企画立案につなげています。今後も、施策の進捗状況を随時把握し、様々な状況変化にも対応しながら、PDCAサイクルを着実に展開していきます。

○副議長（齊藤 爾） こども家庭部長。

○こども家庭部長（若松伸一） 移住促進の取組についてお答えいたします。

まず、青森暮らしサポートセンターの相談体制についてです。

青森暮らしサポートセンターでは、専任の相談員を配置して相談者の様々なニーズに対応するとともに、本県の暮らしや仕事、移住支援制度、移住イベントの案内など、幅広い情報を提供しております。

本年四月には、東京事務所のあおりU・I・Jターン就職支援センターを青森暮らしサポートセンターに集約してワンストップで対応することとし、相談員を二名から三名体制に強化いたしました。

次に、青森暮らしサポートセンターを利用した過去三年間における移住決定者数の推移と令和六年度の移住決定者の傾向についてです。

過去三年間における移住決定者数は、令和四年度は六十七世帯百十五

名、令和五年度は六十二世帯百九名、令和六年度は六十四世帯百二十二名となっております。

令和六年度の移住決定者六十四世帯について、主たる相談者を年代別で見ると、二十代が十三世帯、三十代が二十二世帯、四十代が十四世帯、五十代が十一世帯、六十代が四世帯となっております。二十代から三十代までの比較的若い世代が多い傾向にあります。

次に、移住の促進を図るための取組についてです。

県では、移住の促進を図るため、青森暮らしサポートセンターにおける相談対応をはじめ、市町村や関係機関と連携し、SNSやウェブサイト、イベントなど、様々な媒体や手法を用いて、青森の仕事や暮らしの魅力などの発信や、移住に関する支援制度の周知に引き続き取り組んでいきます。

また、移住決定者の傾向を踏まえると、二十代から三十代の比較的若い世代をターゲットにした取組が重要であることから、スマートフォンアプリを活用して本県の魅力を発信するほか、県外に住む若者が本県での仕事や暮らしやすさを体験する機会の提供、移住に関心のある女性限定の交流会の開催などに取り組んでいきます。

○副議長（齊藤 爾） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） ユネスコエコパークについてお答えいたします。

ユネスコエコパークの認定には、地元市町村の一体的かつ強力な主体性の下、地域が国内外のモデルとなる取組が行われていること、管理運営に関する計画の策定、実行していくための組織体制などが求められます。

こうした取組は、認定を受けるだけでなく、その取組を継続する必要があることから、県としては、地元市町村において、その必要性が理解され、機運が醸成された上で、地域が一体となって検討する必要があると考えているところでございます。

○副議長（齊藤 爾） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 県の孤独・孤立対策の取組についてお答えいたします。

県では、地域共生社会コーディネーターを県内に十七人配置し、高齢者と地域の橋渡し役である生活支援コーディネーターと市町村が共に地域課題を解決できるよう支援を行うとともに、適度な距離感で高齢者等の暮らしを見守る、通称見守りさんの育成等を実施しています。

また、県内で孤独・孤立対策に取り組む支援者のプラットフォームとして、多様な専門職が分野横断的に参集する交流会を開催し、支援者のネットワーク拡大を図っています。

さらに、孤独・孤立問題は、県民誰もが抱え得るものであることから、属性や世代を問わず、市町村が住民の相談に対応する重層的支援体制整備事業を県内に広げることとしています。

○副議長（齊藤 爾） 経済産業部長。

○経済産業部長（上沢謙一） 県内中小企業者の事業継続支援に関する御質問三点にお答えします。

まず、県内中小企業者の経営環境に対する県の認識についてです。

民間の信用情報調査機関によると、負債額一千万円以上の県内企業の年間倒産件数は、近年増加傾向にあり、令和七年においては、一月から八月までの累計で、前年同期比約一五％増の五十四件となっています。

また、県内中小企業者を取り巻く経営環境は、原材料費や人件費等の経営コストの上昇に対し、価格転嫁が十分に進んでいないこと、幅広い業種で人手不足の影響が深刻化していること、コロナ禍に実施したゼロ融資等、債務の返済が負担になっていることなど、厳しい状況が続いているものと認識しています。

続いて、青森県特別保証融資制度による県内中小企業者に対する資金繰り支援の実施状況についてです。

県では、県内中小企業者を取り巻く経営環境や資金ニーズ等を踏まえ

た資金繰り支援を金融機関と連携して実施しています。

このうち、売上減少等による資金繰りの悪化への対応などを支援する経営安定化サポート資金の本年度の利用状況は、八月末現在で件数が十七件、金額が約三億円となっています。

また、金融機関等が継続的な経営支援を行いながら、物価上昇等の環境変化への対応や返済負担の緩和を支援する経営力強化借換資金を昨年七月に創設し、実施しています。当該資金の本年度の利用状況は、八月末現在で件数が三十四件、金額が約六億円となっており、県内中小企業者の借換え需要に対応しています。

最後に、県内中小企業者の事業継続に向けた金融の円滑化のために、県はどのように取り組んでいるのかについてです。

金融の円滑化を進めるためには、金融機関等が県内中小企業者の業況を的確に把握し、資金繰りの相談に丁寧に対応していただくことが重要です。

このため、県では、県内企業の倒産や米国の関税措置をはじめとする環境変化などへの対応として、金融機関等に対して、中小企業者からの金融及び経営相談があつた場合の適切な対応、融資や条件変更の申込みがあつた場合の支援等について、地域金融に関する協議会や意見交換の場などを通じて、機会あるごとに特段の配慮を要請しています。

このほか、特別保証融資制度では、自然災害や新型コロナウイルス感染症等の個別事案への対応として、災害枠の指定による資金繰り支援策を速やかに実施するなど、金融機関や商工団体等と連携して、県内中小企業者の事業継続支援に取り組んでいます。

○副議長（齊藤 爾） 観光交流推進部長。

○観光交流推進部長（齋藤直樹） 冬季観光に係る御質問三点にお答えいたします。

初めに、令和六年十二月から令和七年三月までの本県延べ宿泊者数と、その日本人及び外国人の内訳についてです。

国の宿泊旅行統計調査によると、令和六年十二月から令和七年三月までの本県延べ宿泊者数は百二十八万六千八百十人泊で、このうち日本人が百十三万二千八百八十人泊で八八・三％、外国人が十四万九千五百三十人泊で一・七％となっています。

次に、冬季の誘客促進に向けた県の令和六年度の取組内容についてです。

令和六年度は、地域ならではの食などを生かした宿泊プランの魅力向上に取り組むとともに、青森県旅館ホテル生活衛生同業組合と連携し、県内居住者を対象に、対象施設での宿泊代金の割引や特典が受けられる冬のあおたびキャンペーンを実施しました。

また、県外向けには、旅行会社に対する旅行商品造成の働きかけや、JR東日本の平日限定の乗り放題パスと連動した宿泊キャンペーンを展開したところです。

このほか、インバウンド向けには、八甲田の樹氷や奥入瀬溪流の氷瀑などの冬景色やバリエーション豊かなスキー場など、本県の冬の魅力をSNSや海外の旅行博でPRするとともに、海外の旅行会社の県内視察を実施し、旅行商品の造成促進に取り組みしました。

次に、冬季の誘客促進に向けて、県は今年度どのように取り組んでいるのかについてです。

冬季の誘客促進に向けて、今年度は、国内からの誘客対策として、本年十二月からの四か月間、JR東日本、JR北海道及び北海道庁と連携して青森県・函館観光キャンペーンを開催し、物産・観光イベントによる冬季の魅力のPRや、ウェブやSNS、ガイドブック等での情報発信などを積極的に展開していきます。

また、県民の県内での宿泊を促す冬のあおたびキャンペーンについては、期間の延長や特典の充実などをした上で今年度も実施するとともに、インバウンド向けには台湾と韓国の直行便を利用した本県への旅行商品の造成促進や、香港や東南アジアなど、国や地域ごとのニーズに応

じた情報発信の強化に取り組むこととしています。

○副議長（齊藤 爾） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 御質問九点にお答えいたします。

まず、本県におけるスマート農業技術の普及の状況と課題についてです。

本県におけるスマート農業技術は、土地利用型作物である水稻や大豆、露地野菜において普及が進んでおり、農業経験の浅い人でも一定の精度で作業が可能な自動操舵機能を有するトラクターや田植機、病害虫防除作業等の省力化が図られるドローンなどが導入されています。

また、他県に比べてスマート化が遅れていた施設園芸においても、肥料や水を自動で管理する装置のほか、近年は生育環境を自動で管理するオランダ式の大規模施設園芸システムが導入されているところです。

課題としては、スマート農機の価格が高く、導入に当たっては的確な費用対効果分析が必要なこと、リンゴなどの果樹については、収穫や防除作業等に関するスマート農業技術が少なく、新たな開発が必要なことなどが挙げられます。

次に、農業者等がスマート農業機械を購入する際に融資機関から資金を借入れる場合の保証制度についてです。

農業における信用保証制度としては、農業者等の出資により各都道府県に設立された農業信用基金協会が、融資機関から資金の貸付けを受ける農業者等の債務を保証する農業信用保証保険制度があります。

本県の農業者等が融資機関から購入資金を借入れる場合に、青森県農業信用基金協会に保証料を支払い、同協会が債務を保証することで、原則として担保や第三者保証人が不要となる仕組みとなっています。続きまして、県内におけるリンゴ高密度植栽培の面積の推移についてお答えいたします。

本県のリンゴ高密度植栽培面積は、直近の令和六年度では六十三・五ヘクタールで、令和二年度から五十八・五ヘクタール増加しており、これ

は栽培面積全体の〇・三％に相当します。

県では、令和十年度の栽培面積目標を百五十ヘクタールとしており、引き続き、リング高密植栽培の普及拡大に向けた取組を進めていきます。

次に、高密植栽培専用苗木の確保に向けた県の取組についてです。

高密植栽培の専用苗木については、これまで県内では一者のみが生産しており、普及拡大を図る上で生産量が不足している状況にあったことから、県では、令和六年度から県内苗木業者等が行う専用苗木の増産に対して、資材費や労務費の掛かり増し経費の一部を支援しているところ です。

この取組により、昨年度は生産業者が三者に増加し、約一万六千本の専用苗木を供給したほか、今年度はさらに約九千本上回る約二万五千本を確保できる見込みです。

苗木業者からの聞き取りでは、依然として専用苗木の生産が必要に迫っていないことから、意欲ある生産者が高密植栽培に取り組めるよう、専用苗木の確保に努めていきます。

次に、高密植栽培に取り組む生産者に対する県の支援についてです。

高密植栽培は、比較的新しい栽培方法であることから、県では、令和六年度から県産業技術センターりんご研究所に実習農場を設置し、栽培上の基礎的知識や管理技術の習得を支援しているほか、経営判断の参考となるよう、収益性や生産効率の調査結果に基づく経営指標を公表しています。

また、苗木や支柱等の資材費がかさみ、初期投資額が生産者の負担となっていることから、県議会と連携して新植・改植事業における支援額の拡大を国に要望した結果、これまでの定額支援とは別に、経費の二分の一以内を支援する事業メニューが新たに追加され、生産者の負担軽減につながったところです。

引き続き、関係機関、団体と連携しながら、本県に適した栽培方法の

確立を進め、高密植栽培に取り組む生産者を支援していきます。

続きまして、県栽培漁業振興協会でのマツカワの種苗生産状況についてお答えいたします。

公益社団法人青森県栽培漁業振興協会では、県産業技術センター水産総合研究所が開発したマツカワの種苗生産技術を導入し、令和三年度から県の委託を受けて種苗生産を行っています。

今年度は、生存率が高くなる六十ミリメートル程度に成長したマツカワの種苗を一万九千尾生産し、八戸市、外ヶ浜町及び佐井村の漁業会社や漁協など四者に提供しています。

次に、マツカワの種苗生産における課題と種苗の生産拡大に向けた県の取組についてです。

マツカワの種苗生産における課題としては、奇形魚の出現率が高いこと、稚魚の成長のばらつきが大きいこと、ふ化率が低いことなどが挙げられます。

このため、県では、青森県栽培漁業振興協会に委託し、奇形魚の出現率低下に向けて、水温や収容密度といった稚魚の適正な飼育環境を検証しているほか、成長のばらつきを改善するため、餌の種類、量の調整による育成管理や疾病対策などの技術開発を進めています。

また、ふ化率の向上については、県産業技術センター水産総合研究所が、適切な水温管理のほか、繁殖に合わせた餌の量や栄養強化の調整を行うなど、良質な卵を持った親魚を育てる技術の確立に取り組んでいます。

続きまして、本県におけるユニバーサル農業の取組状況についてお答えいたします。

県では、農業の生産現場で障がい者の活躍を促す農福連携を進展させ、昨年度からは林業、水産業にも取組を広げるとともに、福祉側の対象として、障がい者だけではなく、高齢者や生活困窮者、ひきこもり状態の方なども含めたユニバーサル農業を推進しています。

昨年度は、県内で百五十一の経営体がユニバーサル農業に取り組んでおり、その内訳は、農業が百三十七、林業が三、水産業が十二となっております。

また、主な作業内容としては、農業ではリンゴの葉摘みやニンニクの収穫、林業ではシイタケの収穫、水産業ではホタテガイ養殖の耳づり作業に必要なロープのピン刺しなどが挙げられます。

最後に、ユニバーサル農業の推進に向けた課題と、今年度の県の取組についてです。

ユニバーサル農業の推進に向けた課題としては、新たに取り組む生産者や福祉事業所の掘り起こしのほか、双方のマッチング体制の強化、さらには、社会全体で応援する機運の醸成が挙げられます。

このため、県では、今年度、取組の裾野を広げる観点から、県内の先進事例をホームページ等で情報発信しているほか、仕事内容を具体的にイメージできるよう、実際に障がい者がリンゴの摘果やニンニクの収穫などの作業を行っている動画を作成しているところです。

また、マッチング体制を強化するため、コーディネート育成研修を六月に開催したほか、関心のある福祉事業所を対象に、実施可能な作業や時期について調査を行っており、今後、その結果を生産者側と情報共有することとしています。

さらに、機運醸成に向けては、福祉事業所によるノウフクマルシェの開催を支援しているほか、県内スーパのバイヤーに対して農福関連商品の取扱いを働きかけるなど、県民が広く応援できる環境づくりに取り組んでいます。

○副議長（齊藤 爾） 県土整備部長。

○県土整備部長（新屋孝文） 私からは、昨冬の豪雪対応を踏まえた取組に関して、二つの御質問にお答えいたします。

まず、県が行った昨冬の道路除排雪を通じて、どのような知見が得られたのかということでございます。

昨冬は、津軽地域を中心に記録的な大雪に見舞われまして、議員御指摘のように、弘前市では二月二十三日に観測史上最大となる積雪深百六十センチメートルを観測したこと、また、除排雪経費は過去最大となる約八十五億円となり、過去五年平均の約一・七倍となったこと、そして、排雪延長は延べ八百七十キロメートルとなり、過去五年平均の約二倍となったことなど、積雪深、排雪延長、経費ともに過去最大規模となりました。

昨冬の道路除排雪を通じて、デジタル技術を活用したオペレーションの最適化や、道路管理者間での迅速な情報共有等による道路除排雪の一層の効率化や見える化の推進が必要であること、また、地域の枠を越えた広域的な支援体制や異なる道路管理者の情報を一元化したプッシュ型の情報発信など、県民の安心感につながる仕組みの構築が必要であることなどの知見が得られたところです。

続きまして、昨冬の道路除排雪に対して、県民からどのような声が寄せられたのかについてでございます。

昨冬、県に寄せられた雪に関する御意見は、合計で約千七百件となり、過去五年平均と比較して約二倍となりました。

御意見の主なものとしたましては、早急な道路の除排雪の要望に関するものが全体の約四割となる約六百三十件、除雪作業に伴って家の前に残る寄せ雪に関するものが全体の約二割となる約二百八十件となっております。

なお、市町村に対しては、特に豪雪であった青森市で約一万九千件、弘前市で約六千六百件の御意見が寄せられており、生活道路における除排雪の要望や作業の不備に関する相談が多かったと聞いております。

○副議長（齊藤 爾） 教育長。

○教育長（風張知子） 御質問十四点にお答えいたします。

まず、県立郷土館整備検討会議における検討状況についてです。本検討会議では、これからの時代に求められる県立博物館について、

新たな県立博物館の整備場所候補地についてを検討いただくこととし、第一回会議から第三回会議までにおいて、郷土館の活動状況や課題、他県の博物館の状況等を確認するとともに、郷土館の目指す姿や整備場所候補地の基本的な考え方等について意見交換を行ってきました。

今月十九日に開催した第四回会議では、これまでの検討内容を整理し、新たな県立博物館のコンセプトや博物館に求められる四つの役割である展示、教育普及、収集・保存、調査研究のほか、整備場所候補地の基本的な考え方及び要素、条件等について、中間まとめを行ったところです。

次に、検討結果報告後の進め方についてです。

検討会議からは、今年度中に検討結果について報告書を提出いただくこととしており、その内容を踏まえつつ、県としてこれからの時代に求められる県立博物館や新たな県立博物館の整備場所候補地の方向性を整理しながら、基本計画の作成等、整備に向けた取組を進めることとしています。

次に、県立郷土館に収蔵している資料の保管状況についてお答えします。

県立郷土館の収蔵資料は、令和七年三月末現在、考古分野、歴史分野、民俗分野、自然分野を合わせて十万九百五十二点となっています。

これらの収蔵資料については、資料の材質や形状に応じて、展示ケース、標本箱、コンテナケース等の収納容器に収め、温湿度や光の照度等を管理し、安定した環境に置くなどして適正に保管しています。

次に、青森県立高等学校魅力づくり推進計画基本方針（案）に係る地域共育校制度の概要についてお答えいたします。

青森県立高等学校魅力づくり推進計画基本方針（案）では、地域と共にある高等学校づくりを進めるため、令和十年度から十四年度までを計画期間とする前期実施計画及び令和十五年度から十九年度までを計画期間とする後期実施計画それぞれの開始時において、市町村に一校のみ配

置される一学年当たり二学級以下の規模の高等学校を地域等と一体となつて学校の活性化に取り組む地域共育校として配置することとしています。

地域共育校として配置する高等学校については、教育活動の質の向上に計画的に取り組むことができるよう、学校の活性化に向けた方策等について協議する地域協議会をあらかじめ設置することとしています。

次に、地域協議会の設置目的についてです。

地域協議会については、高等学校教育として求められる質の確保の観点を考慮しながら、地域等との対話を通じて学校の活性化策、学級減や募集停止を含む学校の在り方等を協議することを目的として設置するものです。

次に、地域協議会の委員構成及び協議内容についてです。

地域協議会の委員構成については、県、学校、地域、市町村等の関係者を予定しています。

また、地域協議会では、毎年度、学校の活性化に向けた取組を進め、その成果や課題について検証するとともに、高等学校教育として求められる質の確保の観点を考慮しながら、検証結果や入学者数の状況に応じて、さらなる改善策、学級減や募集停止を含む学校の在り方について協議します。

なお、協議の結果、募集停止となる場合は、中学生の高等学校教育を受ける機会を確保する観点を踏まえ、市町村と連携しながら通学手段を確保する方法等について協議することとしています。

次に、発達障がいのある児童生徒に対する指導の形態についてです。発達障がいのある児童生徒に対する指導について、公立小・中学校等では、通常の学級における指導、通級による指導、特別支援学級における指導の三つの形態があります。通常の学級における指導では、学習の手順を示して見通しを持って安心して学べる工夫をしたり、特別支援教育支援員が個別の支援を行ったりしています。

通級による指導では、通常の学級において各教科等の授業を行いながら、障がいのある児童生徒が生活習慣や他者との関わり等について指導する自立活動の時間を週に一時間から八時間程度設けています。特別支援学級では、少人数による個々の障がいの状況に応じた指導を行っています。

また、県立高等学校では、通常の学級における指導が基本となりますが、三部制の定時制の課程を置く3校において、通級による指導を行っています。

次に、本県の公立学校における特別支援学級に在籍する児童生徒数等についてお答えします。

本県の公立小・中学校等の特別支援学級に在籍する児童生徒数は、今年度四千五百四十二名で、三年前の令和四年度に比べ千八十九名増加しています。そのうち、発達障がいのある児童生徒が在籍する自閉症・情緒障がい特別支援学級に在籍する児童生徒数は二千九百八名で、七百八十名増加しています。

また、通級による指導を受けている児童生徒数は、文部科学省が直近で公表している令和五年度の状況によると、本県の公立小・中学校では千二百二十八名で、三年前の令和二年度に比べ百九十五名増加しており、県立高等学校では七十六名で、四十六名増加しています。

次に、発達障がいのある児童生徒に対する指導の形態に係る決定方法についてお答えします。

公立小・中学校等に在籍する障がいのある児童生徒の指導の形態については、各市町村教育委員会が児童生徒本人の障がいの状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育体制の整備状況、保護者及び専門家の意見聴取等を踏まえて決定しています。決定に際し、市町村教育委員会は、専門家の意見を聴取する必要があることから、教育学、医学、心理学等の専門家から構成される教育支援委員会等を設置し、その意見を踏まえ、児童生徒本人及び保護者と合意形成を図っています。

県立高等学校における通級の指導を受ける生徒については、中学校か

ら引き継いだ情報や生徒本人の学校生活の様子、生徒本人及び保護者の希望を基に面談等を行った上で、各学校が決定しています。

次に、発達障がいのある児童生徒に対する学校の支援についてお答えします。

各学校では、校長、教頭、特別支援教育コーディネーターに指名された教員、学級担任、養護教諭等で構成する校内委員会を設置し、実態の把握、合理的配慮、児童生徒に対する指導や支援方法等についての検討を行っています。また、校内委員会の取組が強化されるよう、必要に応じて特別支援学校等の教員からの助言のほか、医療や福祉に関する外部の専門家と連携を図るなどしています。

指導に当たっては、障がいのある児童生徒の教育的ニーズを把握し、学校卒業後まで一貫して的確な教育的支援を行うための個別的教育支援計画及び全教員の共通理解の下、一人一人に応じた指導を一層進めるための個別の指導計画を作成し、それらの計画に基づいて、保護者と共通理解を図りながら、個々の実態に応じた対応をしています。

次に、本県の公立小・中学校における不登校児童生徒の過去三年間の状況についてお答えします。

直近で公表している過去三年間の本県公立小・中学校の不登校児童生徒数は、令和三年度千八百七十八人、令和四年度二千二百二十六人、令和五年度二千八百十一人となっています。

これを児童生徒千人当たりの人数に換算すると、令和三年度二十二・七人、令和四年度二十七・四人、令和五年度三十五・三人となっています。

次に、不登校児童生徒に対する支援についてお答えします。

県教育委員会では、校内教育支援センターを設置し、不登校児童生徒の支援に当たることが重要であると考えており、校内教育支援センターが児童生徒にとって居心地のよい場所となるよう、物品購入などの環境整備を不登校支援に賛同する民間団体の協力を得て支援しています。

また、国の事業を活用して、校内教育支援センターにおいて、不登校傾向にある児童生徒の学習支援や相談活動を行う専任の支援員を配置する市町村に対し、支援しています。

さらに、電話相談やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの派遣、県総合学校教育センター内のこころの教育相談センターの設置により、児童生徒及び保護者が相談できる体制を整えているほか、県内小・中学校及び義務教育学校の教員に対し、不登校児童生徒の支援に係る研修を継続的に行っています。

次に、専門的な支援につながない不登校児童生徒の状況についてお答えします。

令和五年度の文部科学省調査では、全国の小・中学校等の不登校児童生徒のうち、学校内外の機関で養護教諭、スクールカウンセラー、相談員などの専門的な相談、指導等を受けていない児童生徒数は約十三万四千名おり、不登校児童生徒に占める割合は三八・八％となっています。

また、学級担任等も含め、全く支援につながない児童生徒数は約一万五千人おり、不登校児童生徒に占める割合は四・二％となっています。

次に、不登校児童生徒への支援として、より多様な学びの場を必要とすることに對する見解についてお答えいたします。

県教育委員会では、児童生徒が不登校になった場合でも学びたいと思った際に多様な学びにつながるできるよう、環境を整備することは重要であると認識しています。

そこで、児童生徒一人一人の状況に応じた学習支援や相談支援を行うため、校内教育支援センターや市町村が設置する教育支援センターでの支援のほか、そうした支援につながない児童生徒に対しては、ICTの活用や支援員等による訪問支援が必要と考えています。

このほか、県関係部局、市町村教育委員会、県社会福祉協議会、フリースクールなどの民間支援団体等の参加を得て開催している不登校児

児童生徒支援連絡協議会において、関係機関相互の連携を深めながら、児童生徒及び保護者等への支援の充実を図っていきます。

○副議長（齊藤 爾） 警察本部長。

○警察本部長（安田貴司） 孤立死の実態と対策に関する御質問のうち、「自宅において死亡した一人暮らしの者」についてお答えいたします。

警察庁が公表した統計に記載されている「自宅において死亡した一人暮らしの者」とは、生活の本拠となっている場所において、病院に搬送されることなく死亡が確認された一人暮らしの方で、警察が取り扱った御遺体を計上しているものであります。

次に、六十五歳以上の高齢者の割合及び死因の数値が手元にありますので、それらについてお答えいたします。

「自宅において死亡した一人暮らしの者」の御遺体の統計は令和六年から集計しており、令和六年中は七百四十九体の御遺体を取り扱い、そのうち六十五歳以上の高齢者は五百七十九体と、全体の約七七％でした。

「自宅において死亡した一人暮らしの者」に限った死因の統計は取っておりませんが、令和六年中、県警察で取り扱った全ての御遺体の死因に関しては、病死が最も多く、全体の約八〇％を占めており、六十五歳以上の者に限ると、病死が全体の約八五％を占めております。

○副議長（齊藤 爾） 鶴賀谷議員。

○二十三番（鶴賀谷 貴） 先ほど孤立死の実態に対しての質問をしましたが、通報では、「自宅において死亡した一人暮らしの者」について、六十五歳以上という形で通告しましたが、私は壇上で六十歳以上と読み間違えたので、訂正をお願い申し上げます。

それでは、順不同で再質問と併せて要望をいたします。

初めに、三項目、移住促進の取組について質問します。

移住に関する支援制度にはどのようなものがあるのか伺います。

○副議長（齊藤 爾） こども家庭部長。

○こども家庭部長（若松伸一） 県が実施している支援制度としては、一つとして、県外の在住者が県内で就職活動やインターンシップを行う場合に交通費や宿泊費を助成する制度、二つとして、東京圏から本県へ移住して就業した場合など一定の要件を満たした場合に、国や市町村と連携して移住支援金を支給する制度、三つとして、大学等を卒業して県内で就職し、居住する若者の奨学金の返還を支援する制度、四つとして、子育て世帯が本県へ移住し、医療・福祉職へ就業または資格取得を目指して養成機関に就学した場合など一定の要件を満たした場合に、市町村と連携して移住支援金を支給する制度がございます。

○副議長（齊藤 爾） 鶴賀谷議員。

○二十三番（鶴賀谷 貴） 今、答弁にありましたけれども、東京圏以外であっても、福祉だとか、医療だとかの人は移住支援金制度を適用するということだと思いますが、これを業種に関係なく、全ての地域から青森県に移住してくれる人に対しても広く支援制度を拡充するべきだと私は思っております。ですので、そのことをまず要望したいと思っています。

次に、四項目め、県内中小企業者の事業継続支援の項目について再質問させていただきます。

先ほど答弁にもありましたけれども、県内の中小企業を取り巻く状況は非常に厳しいというのは私の認識と一緒だと思っております。

そこで、県内中小企業者に対する円滑な資金繰り支援のため、青森県特別保証融資制度の周知にどのように取り組んでいるのか伺います。

○副議長（齊藤 爾） 経済産業部長。

○経済産業部長（上沢謙二） 県特別保証融資制度については、県内中小企業者の資金繰りに関する主な相談先である金融機関や商工団体が制度に精通していることが重要と認識しております。各種会議や研修会等の場を活用した周知により、中小企業者の状況を踏まえて適切な資金メニューを紹介していただけるよう努めています。

加えて、県ホームページ、SNS、ラジオ等の広報媒体を活用し、広く中小企業者に対して、県の融資制度に関する情報発信を行っております。

○副議長（齊藤 爾） 鶴賀谷議員。

○二十三番（鶴賀谷 貴） 続きまして、九項目め、青森県立郷土館の整備について質問させていただきます。

県立郷土館の整備については、先ほど私も話をしましたけれども、県立郷土館整備検討会議で整備場所を決定するのか、それとも県教育委員会が整備場所を決定するのか、その辺はどのような形になるのか質問させていただきます。

○副議長（齊藤 爾） 教育長。

○教育長（風張知子） 現在、検討会議において整備場所候補地の基本的な考え方を検討していただいております。来年二月頃には報告書を提出いただくこととしております。その後、県教育委員会において主体的に整備場所を検討することとなりますが、候補地の決定に当たっては、関係部局とも情報共有しながら進めてまいりたいと考えております。その際、意向調査の回答内容におきましては、各市において御検討いただいたものであるということは認識しながら進める必要があると思っております。

○副議長（齊藤 爾） 鶴賀谷議員。

○二十三番（鶴賀谷 貴） どのような施設においても最も重要なことは、その施設を利用する人の立場から考えることではないかと思えます。ビジネスの世界でいけば顧客目線で考えるということです。今、青森市、八戸市、弘前市の誘致合戦のように感じられている方もおりますが、県教育長には、青森県がこれまで歩んできた歴史的な文化等を後世に引き継ぐことが大事であり、整備場所については、その施設を利用する方が最も便利な場所を優先的に選ぶよう、利用者目線を忘れないように要望いたします。

十項目め、環白神・岩木山ユネスコエコパークについてです。

白神山地の地元市町村が必要性を理解し、ユネスコエコパークの認定に動いたときには、県の御支援を今からお願い申し上げます。

続きまして、十二項目めの昨冬の豪雪対応を踏まえた今後の道路除排雪の取組について質問します。

令和六年度の豪雪は大規模災害に匹敵するぐらいの状況でした。県内においても降雪や積雪の状況には差があり、特に三八地方にはほとんど積雪がない状況でしたが、津軽地方では一般の除排雪作業と重なり、ダンプロック等の機材の手配が困難の状況が続きましたが、県内初の取組となった除排雪機材の市町村マッチング支援を振り返り、浮き彫りとなった課題や今後の改善策について伺います。

○副議長（齊藤 爾） 県土整備部長。

○県土整備部長（新屋孝文） 昨冬、県内で初めて実施した除排雪資機材等の市町村マッチング支援につきまして、今年四月、市町村や青森県建設業協会等の担当者を対象に聞き取り調査を行ったところ、豪雪地には有効な支援策であったとする意見が多く挙げられました。

その一方で、初めての取組を模索しながら進めたこともありまして、市町村ごとに除雪を行う基準が異なること、あるいは宿泊費や人件費などの経費計上の範囲が明確でなかったこと、さらには、雪捨て場やダンプロック駐車場の位置情報が錯綜したことなどの課題が浮き彫りとなりました。

これらの御意見を踏まえ、今後は除排雪資機材等の市町村マッチング支援に係るルールの明確化、デジタル技術などを活用した効率的な運用体制の構築など、関係機関や市町村とも連携し、地域のさらなる安心感につながる仕組みの構築を目指してまいります。

○副議長（齊藤 爾） 鶴賀谷議員。

○二十三番（鶴賀谷 貴） 続きまして、十六項目めの孤立死の実態と対策についてです。

私も六十三歳で一人暮らしをしておりますので、あと二年すれば今回質問した六十五歳以上で一人暮らしの高齢者になってしまう状況の中、切実な思いから質問いたしました。今後も少子化が進み、若い世代や行政だけに頼るのではなく、高齢者が高齢者を見守るという体制づくりが急務ではないかと思っております。関係機関と地域住民とが連携した取組強化を要望いたします。

続きまして、十五項目め、不登校児童生徒についてです。

先日、むつ市から学びの多様化学校整備について要望がありました。学びの多様化学校（不登校特例校）は、不登校の児童生徒を対象に、個別の学習計画に基づいて多様な学びの機会を提供する学校です。既存の学校の仕組みを活用し、不登校児童生徒の実態に配慮した特別な教育課程で教育を実施します。

本校型、分校型、分教室型の三つのタイプがあり、都市部では分教室型が多く見られますが、宮下知事、風張教育長、ぜひむつ市に御支援の協力をしていただかせませんか。むつ市長なら、私は必ずや素晴らしい学びの多様化学校にすることを確信しております。これは何もむつ市だけの話ではなくて、青森県にとっても不登校児童生徒に対する必要な学校と私は思っております。ぜひとも前向きに御検討いただくよう要望いたします。

次に、私から強い要望がございます。私は先ほど不登校児童生徒という言葉を使いましたが、この不登校の「不」という文字は、不安だとか、不便だとか、不満だとか、不要だとかという、あまりいい印象が持てない漢字です。先ほど来お話ししております学校だけではなくて、例えばフリースクールや様々なメタバース、そういった多様な学びの学校もあります。そういった学校以外にも学びが多くある機会が今設けられておりますので、この不登校という名称をやめたほうがいいのではないかと思います。私は、多く学ぶ機会がある多登校児童生徒とするのが理想的だと考えておりますので、その点も全国知事会を通して、そうい

った名称についても御議論いただくようにお願いします。今現在、不登校で苦しんでいる方が少しでも前向きになるような名称に変えていただくことを要望いたします。

最後に、第一項目め、青森新時代の実現に向けた知事の思いについて質問いたします。

先ほど知事自身から答弁がありました。就任から二年三か月が経過した今現在、知事自身は何点ぐらいと自己評価しているのか、そういうのはいいか。いいです。その点は多くの県民の方が評価している点だと思いますので、今後も引き続き改革を進めていただくようにお願い申し上げます。

最後に、今回の一般質問に当たり、多くの県庁職員から御協力、御指導いただきまして、この一般質問をすることができました。このことに関して感謝を申し上げて、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（齊藤 爾） 五分間休憩いたします。

午後二時三十一分休憩

午後二時三十八分再開

○副議長（齊藤 爾） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

十番 齊藤孝昭議員の登壇を許可いたします。—— 齊藤議員。

○十番（齊藤孝昭） オール青森の齊藤孝昭です。青森県議会第三百二十三回定例会に当たり、九項目について一般質問を行います。

質問の第一項目めは、自然・地域と再生可能エネルギーとの共生についてであります。

本県では、風力発電を中心に再生可能エネルギーの導入が進む一方で、豊かな自然環境の保全も重要な課題となっています。このため、青森県は、自然環境と再生可能エネルギーとの共生構想を策定し、それに

基づき、青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例を制定し、本年七月一日に施行いたしました。

この共生条例は、ゾーニングと合意形成プロセスの二つの手法を組み合わせることで、自然環境の保全と再生可能エネルギーの円滑な導入を両立させようとする画期的な制度となっています。そして、保護すべき地域の特定については、特に重要な自然環境、景観、歴史や文化などを保護すべき地域として定め、原則として再生可能エネルギー発電施設の設置を制限しています。

また、再生可能エネルギーとの共生については、単にCO₂の削減ではなく、人権の尊重、環境保全、地域社会の健全な発展を目指すことが重要であり、このことは現在の世代が未来の世代に引き継ぐべき環境を保全しつつ、再生可能エネルギーを円滑に導入することにつながっていくことを望んでいます。

そこで、共生条例の施行により、再生可能エネルギー発電事業の円滑な導入に対してどのような効果があつたのか、県の考えについて伺いたします。

次に、共生条例における県民の役割と理解についてお聞きします。

再生可能エネルギー事業に関しては、地域住民を含む関係者間の相互理解と協力を重視しなければなりません。そして、県民には健全で恵み豊かな自然環境、景観、歴史、文化が共有の財産であるという基本理念に基づき、再生可能エネルギー発電事業との共生に関する県の施策を理解していただくことが求められています。

一方で、技術的な課題にも注目してほしいと思っています。まず、風力発電や太陽光発電は、天候や季節によって発電量が大きく変動し、電力の需給バランスを保つ調整力の確保が難しいこと、再生可能エネルギーは変換効率がまだ低く、例えば風力で最大出力の三〇％から四〇％程度、太陽光で一五％から二〇％程度となっていて、今後の技術開発により変換効率を上げていく必要がありますが、現在、再生可能エネルギー

発電所と需要地が離れていることが多く、効率的な電力供給のためには送電網の整備や増強が必要であること、そして、何よりも世界有数の電力の安定供給を担う事業者や、そこで働く技術者の存在を忘れてはいけないと思っています。

そこで、自然・地域と再生可能エネルギーとの共生の実現に向けて、共生条例に対する県民の理解が重要と考えますが、県の考えについて伺いいたします。

質問の二項目めは、主食用米対策についてです。

初めに、主食用米の生産振興についてお聞きします。

物価高騰による県民生活への影響は著しく、厳しい状況が続く、主食である米も例に漏れず高値が続いています。私は、主食用米の増産と価格の変動は相関関係にあるのか、それとも因果関係にあるのかという分析をもって方針を決定し、施策につなげる必要があると考えています。つまり、米を増産すれば価格が下がり、消費が増えるという両者は相関関係にあり、一方で、増産しても価格が下がり消費が鈍る、そこには様々な要因があり、因果関係にあると言えます。理想は生産と消費が相関関係になることがよいと考え、主食用米の生産振興と県内消費の拡大について、分けてお聞きします。

まず、知事は、石破総理が示した二〇二五年産からの米の増産方針を受けて、青森県産米が日本の食卓を支えるとの意欲を見せ、本年は二万五千トンの増産を予定するとしていますので、まず、国が示した米の増産方針について、知事の考えをお伺いいたします。

あわせて、米の価格高騰の要因と対応に係る国の検証結果についてお伺いいたします。

青森県では、需要に応じた主食用米の生産を推進するため、青森県農業再生協議会が毎年米の生産数量目標を決定し、公表しています。米の生産目標は、市場の需給バランスや米価格を考慮して設定されるものと認識していますが、根拠もなく増産を進めることはないものと思ってい

ますので、本県における米の生産数量目標の設定方法についてお伺いいたします。

本年は高温で雨が少なく、稲作には厳しい環境での生育管理だったのではないかと推察し、農家の皆様は大変御苦労されたものと思っています。そして、早いところでは既に新米が店頭に並んでいます。本県における令和七年産米の作柄についてお伺いいたします。

国が米の増産方針にかじを切り、全国の米どころでは増産に協力する姿勢で取り組んだ結果、昨年より五十六万トン増加すると農水省は見込んでいるようで、おおむね順調に推移していると公表しています。本県の増産目標も順調に推移していると伺いましたが、今後はどのように進めていくのでしょうか。

来年の令和八年産米の増産に向けた県の取組についてお伺いいたします。

次に、主食用米の価格高騰対策についてお聞きします。

御飯の国からやってきたお米大使は、御飯を食べれば勇気が湧くと言っています。同時に、青森もりもり青森米と表現して、青森県産米は青森県民の活力の源となることを示しています。青森米本部では、県産米の消費を呼びかけ、県産米の消費拡大に取り組んできました。

しかし、米価格の高騰により、米を食べる回数が減っていると言われています。これでは活力ある元気な青森県にはならないのではないのでしょうか。米農家の御苦労に報いる収益拡大は重要である一方で、安くておいしい米を望む消費者の心情も考慮したバランスの取れた価格となることを望んでいます。増産による米の安定供給と価格高騰の抑制に至っております。

二〇二三年産米の概算金は、六十キロ当たり、つがるロマンが一万千八百円、まつしぐらが一万八百円、「青天の霹靂」が一万五千百円、はれわたりが一万千円でした。そして、本年は今のところ、はれわたりとまつしぐらが二万六千円、「青天の霹靂」が三万円と二年前の倍の金額と

なり、店頭価格でいけば五キロ当たり四千五百円を超える可能性もあります。

米の生産者にとって、一般的に価格が安過ぎるという構造的な課題がありました。それは、肥料や燃料、輸送費や機械メンテナンス費用など、生産者のコスト負担が年々増加しているのに価格に転嫁できなかったという状況が続いていたと思います。一方で、消費者にとっては安くておいしいお米を食べられることが理想で、この生産と消費の乖離をどう調整していくのが今後の米政策の課題と思っています。

あるスーパー担当者は、米の需要が下がっている一方で、即席ラーメンやカップ麺の売上げが伸びているとのことでした。因果関係ははっきりしませんが、青森県は短命県と言われ、米の価格高騰は食育にも変化を与えてしまうのではと心配しています。また、米離れは御飯のおかずにも影響するのではないかと考えています。また、本県は御飯にお供する食材や加工品の宝庫でありますから、他の業界にも少なからずダメージがあるものと考えています。

そこで、県は、県産米の価格高騰に対し、県民の負担軽減や消費拡大にどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

質問の三項目めは、本県のツキノワグマ被害対策についてです。

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づいて、青森県では市町村が中心となり、鳥獣被害防止計画を策定し、被害対策を実施しています。

しかし、被害額は年々増加しており、深刻な状況となっています。特にツキノワグマ、ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、ハクビシンなどによる被害が大きくなり、新たに被害が確認された市町村も複数あり、被害地域が拡大しているのが現状であります。そして、この鳥獣害の中でも熊の被害は人身被害が各地から報告され、住民生活に不安が広がっています。

そのことを踏まえ、県では、ツキノワグマの出没件数が警報発表の基

準を超えたため、本年五月一日から十一月三十日までの期間、県内地域にツキノワグマ出沒警報を発表し、注意を呼びかけています。

そこで、本県におけるツキノワグマ出沒状況についてお伺いいたします。

野生鳥獣の管理は、先ほど述べましたとおり、鳥獣保護管理法に基づいて行われています。法律における管理とは、農林業に被害を及ぼす野生鳥獣の個体数を適正水準に減らしたり、生息域を縮小させたりすることを意味します。一方で、保護とは、生息数を増やしたり、生息地を拡大したり、あるいは維持することを指しています。

さて、本県は、この国の基本方針に基づき鳥獣保護管理事業計画を策定し、保護区の設定や生息状況調査、被害防除の考え方を示し、施策を実施しています。そして、市町村は、鳥獣被害防止計画を作成し、被害防止のための総合的な取組を主体的に行っていますが、今年の熊の出現数は極端に多く、各市町村の担当者は対応に追われる毎日であります。

そこで、県は今後どのようにツキノワグマの管理対策に取り組んでいくのかお伺いいたします。

質問の四項目めは、フュージョンエネルギーの拠点形成についてであります。

政府は、フュージョンエネルギーを最短で実用化するため、二〇三〇年代の発電実証を目指し、従来のITER計画からのアプローチを強力に推進しています。これにより、国内市場の形成だけでなく、海外市場の獲得も視野に入れているようですが、フュージョンエネルギー関連施設が立地されるとなれば、関連の研究開発拠点が集積し、国内外の企業誘致にもつながります。そのことにより、地域全体の産業が活性化され、新たな雇用が生まれることが期待されています。この技術を支えるものづくりの力は、特に中小製造業の振興につながると考えられています。国内でも多くの大企業や中小企業、ベンチャー企業が参画している

と聞いています。

以上のことから、フュージョンエネルギーの拠点形成については、青森県に大きなインパクトを与える事例となることを期待します。

そこで、むつ小川原地域フュージョンエネルギー拠点形成推進アドバイザー会議の目的、去る令和七年七月十四日に開催された第一回アドバイザー会議の概要について、そして、フュージョンエネルギーの拠点形成に向けた今後の取組について、以上三点について伺いいたします。

もう一つ、人材確保についてです。

フュージョンエネルギー研究施設では、施設見学や体験プログラムを通して、次世代のエネルギー技術への理解を求める機会を提供し、若者の科学技術への関心を高め、将来の研究者や技術者の育成にも貢献していますが、今後のフュージョンエネルギーに関する人材確保について、県の取組をお伺いいたします。

質問の五項目めは、過疎対策の現状と今後の取組についてであります。

青森県は、県内四十市町村のうち、七割に当たる二十九市町村が過疎地域に指定されており、今後もこの指定の範囲が広がる可能性が予想されています。

県では、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、青森県過疎地域持続的発展計画を策定し、それに基づき、過疎対策事業債、国庫補助負担金のかさ上げ、事務の代行事業、地方税の課税免除等を活用しながら、市町村はその計画に沿った事業を行い、効果を上げています。

過疎地域においては、人口の減少、少子高齢化の進展等、他の地域と比較して厳しい社会経済情勢が長期にわたり継続しており、地域社会を担う人材の確保、地域経済の活性化、情報化、交通の機能の確保及び向上、医療提供体制の確保、教育環境の整備、集落の維持及び活性化、農地、森林等の適正な管理等の課題が山積しています。

そこで、本年度は計画の折り返しとなることから、計画の進捗及び評価はどのようなになっているのか、その結果や成果は次期計画の策定に影響すると考えておりますので、青森県過疎地域持続的発展計画の取組状況について伺いいたします。

この法律は十年間の時限立法であり、前期の五年が本年度で終了いたします。そして、次の五年間を新たな視点で計画を策定することとなりますので、今後の過疎対策について、県はどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

質問の六項目めは、災害時の石油燃料供給対策についてです。

過疎地域でのガソリンスタンドの廃業が少しずつ進んでいます。最近では、風間浦村のスタンドが廃業することを受け、公設民営を模索する動きが話題となりました。むつ市でも脇野沢地区にはスタンドがなくなり、不便を感じている方もいます。

質問の五項目めでお聞きしたことに関連しますが、過疎地域での燃料の確保は今後の課題の一つに挙げられると思っておりますし、過疎対策の次期計画に盛り込む必要性についても検討すべきと思っています。

さて、平時とは違った視点で、災害の備えとして重要である燃料の供給体制については、遠隔地で災害が発生した場合、災害の内容や頻度には異なりますが、暖を取るための灯油、車両を動かすためのガソリンや軽油の確保や運搬が必要となりますが、災害時の石油燃料供給対策について、県の取組をお伺いいたします。

質問の七項目めは、令和七年国勢調査についてです。

五年に一回行われる国勢調査については、私から言うまでもなく、幅広い分野で活用される国の情報インフラでありまして、私たちの社会や経済がどのように変化しているのかを知り、将来を見通すための土台となる貴重なデータとなります。

例えば、衆議院小選挙区の区割りの決定や、都道府県・市町村議会の議員定数、地方交付税の交付額の算定など、多くの法律での利用が定め

られています。また、政策立案や地域の発展に不可欠なデータを提供する非常に重要な調査となっているため、まずは令和七年国勢調査の概要について伺いいたします。

データの回答率は調査の精度に影響しますので、よりよい内容となるためには回答率の向上が重要な課題と言えますが、近年は回答率が低下傾向にあり、それと同時に不詳データが増加傾向であると聞いています。

回答率低下の背景には、プライバシー保護意識の高まり、一人世帯や共働き世帯の増加により、昼間に不在の世帯が増えたことが挙げられています。そして、不詳データの増加については、インターネット調査の導入が回答率の改善につながったものの、調査員による確認がないため、年齢や国籍などの未回答による不詳データが増えたとしています。また、統計調査員の高齢化と人手不足も深刻な課題となっているのではないのでしょうか。

国は、オンライン回答の促進や郵送配布方式の試行導入、広報活動の強化や外国人世帯への対応等、回答率向上に向けた取組を進めているようですが、個人情報管理の管理に敏感になってしまった現状を考えれば、この調査の精度を上げるための苦労は、統計だけに計り知れないものと思います。

そこで、回答率向上に向けて、県ではどのように取り組んでいるのか伺いいたします。

質問の八項目めは、県立職業能力開発校における職業訓練についてです。

県内各職業能力開発校は、中学校や高校の新卒者の方、離職して再就職を目指す方、現職でのスキルアップを求める方など、幅広い層を対象に、職業に必要な技能と知識を習得する機会を提供しています。特に、失業者が職業能力開発校での訓練を受けることで再就職に必要なスキルを身につけ、失業期間の長期化を防ぐことができますし、ハローワー

クとも連携し、就職相談や面接練習などの支援も行われているため、訓練から就職までの一連の流れをサポートしていることが特徴であります。

そして、第十一次青森県職業能力開発計画では、本県の職業能力開発を取り巻く状況を踏まえて基本的な考え方と方向性を示し、職業能力開発の基本方針と基本的施策を実施してきましたが、今年度で第十一次の計画期間が終了となります。次期計画は来年度の令和八年度中に公表することとなると思いますが、入校者の減少や県内各地域の産業構造の変化や特性を考慮した能力開発校の訓練内容の再編、あるいは統合の検討や訓練環境の改善が必要ではないかと考えています。

県立職業能力開発校の課題と今後の対応について、どのように考えているのか伺いいたします。

質問の最後になります。営農大学校についてです。

営農大学校は、農業の技術や経営に関する実践的な研修が受けられ、開設以来、多くの卒業生が青森県の農業を支えてきたことや農業の発展に貢献してきたことが現在の農業県たる青森県につながっていると思っています。また、県では、持続可能な農業政策を進めるため、県内の新規就農者の目標を掲げ、取り組み、成果を上げていることは、同校の存在が貢献していることも忘れてはいけません。

しかし、農業法人へ就職する方が増えている一方で、独立自営が減っていることや、親の経営に参加し、就農する方が横ばいとなっていることが気になります。

営農大学校には農業経営者の育成という従来の役割がありましたが、近年は卒業後の進路が雇用就農となることが増えているとお聞きしました。

まずは、過去五年間における営農大学校卒業生の進路状況について伺いいたします。

現在の営農大学校には、学生の変化や現代農業のニーズに応じた様々

な課題があり、以前は農家を営む家族の子供が学生の中心でありましたが、近年は非農家出身の学生が増えているため、従来の親元就農を前提とした教育方針から、非農家出身者が就農できるよう支援する教育への転換が求められています。

また、現代農業の現場で活躍できる人材を育成するため、スマート農業等の最新技術の習得や実践的な技術と知識、経営感覚の養成も必要な課題と思います。そして、教育の質の向上と多様な教育体制の充実はいろいろな分野で社会人の学び直し、リカレント教育のニーズが高まる中、養成課程だけでなく、研究課程や社会人向けの研修課程等、コースの多様化も検討すべきと思っています。

そこで、営農大学校のカリキュラムの充実に向けた県の取組について伺います。

当校の授業料は、年間十一万八千八百円と低い額に設定されていますが、全寮制のため、食費や光熱費などを含む諸経費として、年間約三十万から七十万円程度かかると言われています。一方で、高等教育の修学支援制度の対象校であるため、授業料の減免や給付型奨学金の支給を受けることができ、個人の負担は最小限で学べる仕組みであると聞いていますが、将来の青森県を担う農業者をより多く養成するため、多くの方が入学を希望する支援の一つとして、授業料の負担軽減を図るべきと考えていますが、県の対応について伺います。

以上、壇上からの質問を終わります。

○副議長（齊藤 爾） 知事。

○知事（宮下宗一郎） 齊藤孝昭議員にお答えいたします。

私からは、まず、国が示した米の増産方針に対する考えについてお答えいたします。

国が掲げる米の増産方針は、昨今の逼迫した需給状況や米価の高止まりなど、米をめぐる喫緊の課題に対応していくものですが、長らく生産調整による作付縮小を続けてきた生産者にとっては不安感が大きくな

っております。

私は、米の需給バランスが崩れている現状においては、増産できるポテンシャルを持つ本県が日本の食卓を県産米で救っていきたいと考えており、率先して増産に取り組む必要があると受け止めております。国においては、意欲ある生産者が将来に希望を持って計画的に作付を拡大できる効果的な施策の創設と、生産現場に対応する丁寧な説明をしていただきたいと考えております。

次に、県産米の価格高騰に対し、県民の負担軽減や消費拡大にどのように取り組んでいくのかについてお答えいたします。

全国的な米価高騰により、県産米の小売価格も高値が続いており、県民の皆様の経済的な負担の増大とともに、今後、県産米の消費減退につながることも懸念されます。

このため、価格が上昇する中にあっても県産米が選ばれるよう、関係団体と連携し、県内スーパーにおいて試食宣伝を実施して食味のよさをアピールするほか、県産米を含む県産品の購入を促すキャンペーンを行うなど、県産米の消費拡大に積極的に取り組んでまいります。

また、子育て世帯の方々から、食費負担が特に大きくなっているとの切実な声があったことを踏まえ、県独自の支援策として、十八歳までの子供を持つ全ての世帯に対し、県産米の購入に使える電子クーポン等を提供することとし、本定例会に所要の予算を計上しているところであります。

続きまして、県は今後どのようにツキノワグマの管理対策に取り組んでいくのかについてお答えいたします。

県では、現在、ツキノワグマ第二種特定鳥獣管理計画の策定を進めており、本年十一月から施行することとしております。本計画では、県民の皆様の安全・安心を第一として、人身被害や農林業被害、出没件数の減少と被害に強い集落づくりを基本目標としております。

目標の達成に向けては、熊が生息する奥山から市街地周辺までを四つ

の地域に区分して、地域の状況に応じた対策を実施するゾーニング管理や、県内五つのエリアごとに生息状況や地域特性に応じて、毎年捕獲目標数、捕獲上限値を設定して管理する個体群管理等により、科学的かつ計画的に熊の管理対策を進めていくこととしております。

続きまして、むつ小川原地域フュージョンエネルギー拠点形成推進アドバイザー会議の目的についてお答えいたします。

フュージョンエネルギーについて、県内ではITER計画への支援及びこれに続く核融合原型炉の実現に向けた研究開発を行う幅広いアプローチ（BA）活動が行われております。

一方、国では、ITER計画やBA活動の知見等を最大限に活用し、世界に先駆けた二〇三〇年代の発電実証を目指すため、今年六月にフュージョンエネルギー・イノベーション戦略を改定し、今年度中にロードマップを策定することとしています。

このような中、県では、今後取り組むべき事項を整理し、むつ小川原地域におけるフュージョンエネルギーの拠点形成を推進するため、むつ小川原地域フュージョンエネルギー拠点形成推進アドバイザー会議を設置したものであります。

次に、フュージョンエネルギーの拠点形成に向けた今後の取組についてお答えいたします。

先般、県が設置したむつ小川原地域フュージョンエネルギー拠点形成推進アドバイザー会議の委員からは、その席上、フュージョンエネルギーは、自動車産業に匹敵する、あるいはそれ以上の雇用を生み出す夢のある分野であり、地域に根差した形で産業の創出が期待できるとの発言がありました。

県としては、むつ小川原地域にフュージョンエネルギー拠点を形成し、産業クラスターの形成や雇用の創出など、本県経済の振興につなげるための県としての基本的な考え方を年度内に取りまとめることとしております。

私からは以上です。

○副議長（齊藤 爾） 財務部長。

○財務部長（千葉雄文） 過疎対策に関する御質問二点についてお答えします。

まず、青森県過疎地域持続的発展計画の取組状況についてであります。

本県は、現在、四十市町村中、三十二市町村が過疎地域となっております。まして、これらの地域では、過疎法に基づき策定した市町村計画の下、過疎対策事業債等を最大限に活用しながら、産業の振興や生活環境の整備等のハード事業のほか、医師確保対策、あるいはコミュニティバスの運行など、ソフト事業も併せて市町村の実情に応じた対策を幅広く実施しているところでございます。

また、県といたしましても、当該計画の下、農業や水産業の基盤整備、都道府県代行制度を活用した市町村道の整備等により支援してきていくところであり、

続きまして、今後の過疎対策について、どのように取り組んでいくのかについてであります。

現行の青森県過疎地域持続的発展方針及び計画は、議員御指摘のとおり、今年度末で前期五年間の期限を迎えることとなります。県では、現在、後期五年間の方針及び計画について、年内での策定を目指し、作業を進めているところであります。

近年の人口減少や少子高齢化の進行により、特に過疎地域において、地域経済の縮小、担い手不足、地域コミュニティ機能の低下など、様々な課題に直面していると認識しておりますことから、県といたしましては、引き続き、過疎市町村と緊密に連携して、総合的な過疎対策の充実、強化に取り組んでいきたいと考えているところであります。

○副議長（齊藤 爾） 総合政策部長。

○総合政策部長（後村文子） 国勢調査に関する御質問二点についてお

答えいたします。

初めに、令和七年国勢調査の概要についてです。

国勢調査は、国及び地方公共団体における各種行政施策の立案、実施などに向けた基礎資料を得ることを目的に、総務省が都道府県、市町村を通じて、五年ごとに実施している我が国で最も重要な基幹統計調査です。

令和七年国勢調査は、本年十月一日午前零時を基準として、日本国内に居住する全ての人及び世帯を対象に、男女の別や出生の年月、国籍、就業状態など世帯員に関する事項十三項目、世帯員の数や住居の種類など世帯に関する事項四項目の合わせて十七項目について調査することとなっています。

また、調査結果は、男女別人口及び世帯数に係る速報値が人口速報集計により令和八年五月までに、確定値である人口等基本集計が令和八年九月までにそれぞれ公表される予定です。

次に、回答率の向上に向けて、どのように取り組んでいるのかについてです。

県では、回答率の向上に向けて、国勢調査の認知度を高めるため、今月から重点的に広報活動を展開しています。

具体的には、テレビやラジオのスポットCM、新聞広告、ウェブ広告など、幅広い媒体を活用して、実施時期や調査の重要性などを広報しているほか、県内各地のイベント会場等にインターネット回答体験ブースを設け、インターネット回答の利便性をPRしています。

また、調査員による面接が困難なマンションやアパート、あるいは病院や福祉施設等の入院・入居者の方々に對しても確実に調査を行えるよう、不動産関係、病院・福祉関係、商工・経済関係など、県内の各種団体、機関に対し、調査への協力や周知の依頼を行っております。

○副議長（齊藤 爾） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） 御質問五点についてお答えいたし

ます。

まず、自然・地域と再生可能エネルギーとの共生について、一つ目は、共生条例の施行による効果についてでございます。

青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例が施行した七月から現時点まで、条例に基づく共生区域の指定や、再エネ発電事業者による意見交換会や説明会が行われた事例はございませんが、事業者や市町村から共生制度に関する相談件数が増えていることから、共生条例の制定を契機に、自然・地域との共生が図られた再エネ発電事業の導入に向けた検討が進んでいるものと考えております。

二つ目は、共生条例に対する県民の理解についてでございます。

自然・地域と再生可能エネルギーとの共生の実現に向けては、県民が共生条例の趣旨に共感し、県民自らが地域における再エネ発電事業の導入に際しての合意形成プロセスに積極的に関与していくことが重要であると考えております。

このため、今年度は再生可能エネルギーとの共生についての対話型のワークショップを県内三地区で開催するほか、商業施設等においては、共生制度を紹介するパネル展示などを行う予定でございます。

このほか、本県の将来を担う若い世代に向けて、自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する問題を自分事として捉え、考えてもらう契機とするための県民参加型イベントを十一月に開催することとしておりまして、こうした機会を通じて、再生可能エネルギーとの共生に対する県民の理解を促進していきたいと考えております。

次に、本県のツキノワグマ被害対策について、出没状況についてお答えいたします。

本年九月十五日現在の熊の出没件数は千五百八十件と、統計を取り始めた平成七年（後刻「平成四年」に訂正）以降で最多となっております。その要因といたしましては、昨春秋のブナの結実が豊作だったことから、今年の春は母熊の栄養状態がよく、子熊が多く生まれ、無警戒な子

熊が多く出沒したものと推察されます。

また、今年の県内のブナの結実が大凶作と予測されているため、熊の生息地である山林では餌が少なく、農作物等を求めて人里への出沒が多くなっているものと推察されます。

次に、フュージョンエネルギーの拠点形成についてでございます。

七月十四日に開催した第一回アドバイザー会議の概要についてでございます。

アドバイザー会議は、フュージョンエネルギーに関わりのある大学、研究機関、産業界などの有識者や、六ヶ所村をはじめとした地元の関係団体から構成し、多角的視点から御意見をいただくこととしております。

先般の会議におきましては、有識者委員が携わっているプロジェクトやフュージョン産業の可能性等の紹介がありました。また、先ほど知事から紹介があった御意見のほか、青森県が単なるフュージョンエネルギー関連施設の立地場所にとどまらず、国内外の企業が集まるフュージョン産業のプラットフォームとなることを期待しているといった御意見をいただいたところでございます。

最後に、フュージョンエネルギーに関する人材の確保についてでございます。

フュージョンエネルギーに係る人材の確保、育成につきましては、関係する分野や職種などが広範にわたると見込まれることから、今後、アドバイザー会議などからの御意見もいただきながら整理する必要があると考えております。

失礼いたします。ツキノワグマ被害対策の出没状況について、統計を取り始めた平成四年以降で最多と言うところを七年と読んでおりましたので、訂正させていただきたいと思っております。

○副議長（齊藤 爾） 経済産業部長。

○経済産業部長（上沢謙二） 御質問二点についてお答えします。

まず、災害時の石油燃料供給対策についてです。

県では、東日本大震災の経験を踏まえ、県内の給油所等で構成する青森県石油商業組合や、全国の石油元売会社等が加盟する石油連盟と災害時の燃料供給に関する協定等を締結し、災害時には、給油所等の被災状況や在庫情報等を把握の上、災害応急復旧業務等を行う緊急車両や病院等の重要施設に石油燃料を優先的に供給する体制の整備に取り組んでいます。

また、こうした体制の維持強化を図るため、給油所等の在庫情報の報告訓練や重要施設への模擬給油訓練を実施しているほか、県民に対しても県のホームページやラジオ広報を通じて、緊急車両等に対する優先給油への理解を求めるとともに、ガソリンの小さな給油など、平時からの燃料の備蓄を促しています。

次に、県立職業能力開発校の課題と今後の対応についてです。

本県の職業能力開発校では、少子化による若年人口の減少や大学進学率の上昇などを背景に入校者数が減少傾向にあり、入校者の確保が課題となっております。

このため、県では、基礎的なICT知識等を全訓練コースで習得できるようにカリキュラムの充実を図っているほか、県内の高等学校等への訪問やオープンキャンパスの開催、SNSを活用した広報活動などを通じて、教員、生徒及び保護者に向けた県立職業能力開発校の認知度向上等に努めています。

今後とも、PR活動を強化するとともに、国の職業能力開発基本計画の方針を踏まえ、必要な訓練体制を計画的に整備しながら、地域産業界が求める人材の育成に取り組んでいきます。

○副議長（齊藤 爾） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 御質問七点にお答えいたします。

まず、主食用米の価格高騰の要因と対応に係る国の検証結果についてです。

米の安定供給等実現関係閣僚会議における検証によると、米の価格高騰の要因としては、国が毎年作成している需要量と生産量の見通しにおいて、インバウンド需要や一人当たりの消費量の増加のほか、精米歩留りの悪化を考慮していなかったために実態との乖離が生じ、その結果、米が不足するとの不安から、流通段階において調達競争が発生したものとしています。

また、こうした状況の中でも、国においては生産量は足りているとの認識から流通実態の把握に消極的で、マーケットへの情報発信や対話が不十分であったことに加えて、政府備蓄米の放出時期が遅延したことから卸売業者等の不安感を払拭できず、さらなる価格高騰を招いたとしています。

次に、本県における米の生産数量目標の設定方法についてです。

本県では、農業団体等で構成する青森県農業再生協議会が主食用米の生産量の目安として、生産数量目標を毎年設定しています。

具体的な設定方法としては、全農青森県本部や米穀集荷団体が実施する卸売業者等への需要量調査の結果のほか、各農協や大規模な生産者等による直接販売の計画数量を市町村単位で取りまとめ、これらを積み上げて決定しています。

次に、本県における令和七年産米の作柄についてです。

国が公表した統計データによると、本県における令和七年産米の十アール当たりの収量は、八月十五日現在で前年並みと見込まれています。また、県が設置した生育観測圃の調査結果においても、単位面積当たりのもみ数は、九月一日現在で前年比九八％となっており、ほぼ前年並みの作柄が予測されています。

これまでのところ、夏場の高温による生育障害等は確認されていませんが、現在も収穫作業は続いており、県としては、収穫の遅れは品質の低下につながることから、関係機関、団体と連携しながら、生産者に対し、早期に収穫を終えるよう呼びかけているところです。

次に、令和八年産米の増産に向けた県の取組についてです。

新米の販売が本格化しつつある中で、米価が依然として高止まりしている状況を踏まえると、令和八年産については増産が必要であると考えられますが、増産と再生産可能な米価の確保を両立させるためには、卸売業者等の需要動向を的確に捉え、増産を進めることが重要となります。

このため、県では、関係団体と連携した需要見込み調査に着手したところであり、年内には需要に応じた生産数量目標を設定し、生産者等情報提供することとしています。

また、増産に必要な種子を確保するため、県農産物改良協会と連携して優良種子の生産に取り組んでおり、主食用の主要三品種では、本年産の実績から約二千百ヘクタールの作付拡大に対応できる計画となっています。

続きまして、過去五年間における営農大学校卒業生の進路状況についてお答えいたします。

営農大学校の過去五年間の卒業生は百九十三名となっており、このうち、独立自営や親元で就農した方が三十九名、農業法人等に雇用されて就農した方が三十七名と、合わせて七十六名が就農しています。

また、農協や農業機械メーカー、種苗会社といった農業を支える仕事に従事している方が八十九名となっており、農業とその関連企業等への就職は合わせて百六十五名と、全体の約九割を占めています。

次に、営農大学校のカリキュラムの充実に向けた県の取組についてです。

県では、営農大学校の機能強化の方向性を示すブランドデザインを令和五年十一月に改定し、高度な農業技術や経営管理能力の習得を基本としながら、時代や社会の変化を踏まえ、カリキュラムの充実を図っているところです。

具体的には、Wi-FiやタブレットPCの導入により、情報通信環

境を整備したほか、トラクターの自動操舵システムの導入等によるスマート農業への対応や、リンゴ高密度植わい化栽培の実践農場の設置など、先端の農業技術を学べる環境を整えています。

また、大型特殊自動車や牽引の運転免許の取得に加え、近年のニーズに対応した産業用ドローンの操作研修を実施するなど、農業現場や関連企業で即戦力となる人材の育成を図っています。

最後に、営農大学の授業料の負担軽減に関する県の対応についてです。

営農大学の授業料の負担軽減措置としては、国の修学支援制度と県の減免制度があります。

国の修学支援制度は、世帯の構成や収入金額に応じて、授業料が四分の一から全額まで段階的に減免される仕組みで、昨年度は十六名の学生が活用し、このうち十名が全額免除となっています。

また、高校卒業後二年を経過するなどして国の制度に該当しない場合には、二分の一または全額を免除する県の制度を活用することが可能であり、昨年度は一名が全額免除となっています。

これらの減免制度に加え、卒業後に就農する学生に対しては、一定の要件を満たすことで一か月当たり十二万五千円が交付される国の就農準備資金の活用も促しているところです。

○副議長（齊藤 爾） 齊藤議員。

○十番（齊藤孝昭） 何点か再質問と要望をさせていただきます。

まず、自然・地域と再生可能エネルギーとの共生については、今、再生可能エネルギー共生税が総務大臣協議の進行中でありますので、決定した後、再生可能エネルギー共生条例、そして再生可能エネルギーが青森県に根づいていくという本格的な場面が訪れると思っていますので、その総務大臣協議の結果を取りあえず待ちたいと思いますし、その後の県の動向もこれから注視していきたいと思っています。

壇上で来年の米の増産についてお聞きました。令和八年産用の種子

は、二千百ヘクタールの増産に必要な分を今年生産しているとのことでしたが、生産者が使用する種子は作付の前年に生産する必要があると聞いていますので、米をめぐる動向が今回これだけ厳しいものとなっていますから、関係者にとってはどのように種子を生産していくのか、または、それをどういうふうに通導していくのか判断に苦労されていると思っています。

一方で、本県主食用米の主要三品種、先ほども農林水産部長から説明がありましたけれども、それぞれが大きく異なる特徴を持っていると聞きましたので、増産に向けても品種ごとに見通しを立てていく必要があるのではないかと思います。

そこで、令和八年産米の増産分について、品種ごとの内訳とその理由についてお聞きたいと思っています。

○副議長（齊藤 爾） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 令和八年産米の増産に対応する種子約二千百ヘクタール分の品種別内訳は、まっしぐらが約千ヘクタールと最も多く、次いで「青天の霹靂」が約六百ヘクタール、はれわたりが約五百ヘクタールとなっています。

これらの面積は、県や関係団体等で構成する水稻採取計画策定会議において、近年の米価の高騰や品種ごとの需要動向等を踏まえて作付拡大に対応できるよう、生産計画を作成したものです。

○副議長（齊藤 爾） 齊藤議員。

○十番（齊藤孝昭） 米の高騰については異例の事態と思っていますが、政府や農業界の政策、または市場のメカニズムの調整によって、多分次第に安定するのではないかと私は思っていますが、この状態が続くとなれば、生産から流通、販売へいろいろな改善をしていかないと、生産と消費のバランスがなかなか取れていかないのではないかと思います。すが、取りあえず今のところ、政府が本気で米政策について取り組むと言っていますので、しばらくその対応を注視していきたいと思っています。

す。

次に、ツキノワグマについて再質問させていただきます。

先ほど環境エネルギー部長の説明で、今年の出没件数は千五百八十件というお話がありましたが、駆除なのか、保護なのかといった議論が各地で行われていまして、駆除した人が悪いとか、行政が悪いとかいう話もよく報道されていきました。

ところで、県では、ツキノワグマの被害防止のために、管理計画に基づいて、これも先ほど説明がありましたが、地域ごとに捕獲目標とか、捕獲の上限数を設定していると聞いていましたけれども、本年の八月末時点でのツキノワグマの捕獲頭数についてお伺いしたいと思います。

○副議長（齊藤 爾） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） 有害鳥獣捕獲数でございますが、本年一月から八月末までの速報値で、県内全体で四百四十五頭でございます。この内訳は、多い順番で申しますと、中南地域で二百八頭、下北地域で百十三頭、西北地域で六十九頭、三八地域で三十頭、上北地域で十七頭、東青地域で八頭となっております。

○副議長（齊藤 爾） 斉藤議員。

○十番（斉藤孝昭） 出没件数に対して捕獲頭数の割合でいくと約三分の一が捕獲されているということですが、壇上でも申し上げましたが、出没に対する行政側の対応、または行政に関係する職員の皆さんが対応に非常に苦慮していきまして、捕獲することも非常に大変で、その後の対応も難しいという話もお聞きしましたので、できれば県からの各自自治体に対する指導または助言をぜひこれからも続けてほしいなと思います。

最後に、フュージョンエネルギーの拠点形成について要望させていただきます。

この拠点形成については、本県でもし実現できればということになりますけれども、ぜひ実現してほしいという希望もありまして、その結果、所得や雇用、さらには県の産業のさらなる発展につながると考えていま

すので、今後、知事を中心にフュージョンエネルギーの拠点形成についてしっかりと対応していただきたいなとお願い申し上げて、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（齊藤 爾） 三十分間休憩いたします。

午後三時三十九分休憩

午後三時五十五分再開

○議長（工藤慎康） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

十八番木明和人議員の登壇を許可いたします。——木明議員。

○十八番（木明和人） 青森県議会第三百二十三回定例会において登壇する機会をいただきました自由民主党、木明和人でございます。早速ではございますが、所感を交えながら一般質問してまいります。

初めに、本県における水産業の振興について、特に陸奥湾産ホタテガイ及びサーモンの養殖事業についてお伺いいたします。

まずは、陸奥湾産ホタテガイについてです。

陸奥湾の静穏な海水と豊かな栄養分は、ホタテガイの成長を促進し、高品質な貝の生産に寄与しています。長年にわたり地元の水産業者が養殖を行っており、地域経済の重要な柱の一つとなっております。

陸奥湾全体での生産額は百億円を超えておりましたが、宮下知事は、昨年十月に発表した陸奥湾ホタテガイ総合戦略において、その生産額を関連産業を含めて三百億円産業の構築を十年後の目指す姿として掲げました。

市場の状況は、国内外の需要が堅調に推移したことから、陸奥湾のホタテ産業は安定した成長を続けてきました。日本国内ではすしや刺身、貝類料理などに利用され、特に高品質な陸奥湾産ホタテはブランド価値も高く、国内外の高級志向の消費者から支持を集めています。また、海外市場への輸出も拡大しており、特にアジア諸国やアメリカへの輸出は

増加しております。これにより、産地としての認知度も向上し、プレミアムなブランド化が進んでいると思います。

一方で、養殖業界は、生産の効率化や品質の向上に努めています。最新の養殖技術や設備の導入により収量の増加が図られており、安定的な供給体制の構築につながっています。特に養殖管理の技術革新により、品質のばらつきを抑える努力も進められています。

しかしながら、陸奥湾のホタテ養殖産業は複数の課題も抱えています。まずは海洋環境の変化です。温暖化や異常気象を背景に、高水温や餌不足がホタテの養殖に影響を与え、生産量や品質維持に課題が生じています。年により状況は変化しますが、平成二十二年からは数年に一度、大量へい死の被害が発生しております。また、過剰養殖による環境負荷も懸念されています。これに対応するため、養殖規模の調整や環境負荷を抑える持続可能な養殖方法の導入が求められていますが、現在、一番重要なのは親貝の確保だと思っています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響による輸出入の停滞や市場の不確実性も産業にとって頭痛の種となっておりますが、この点においては輸出再開が順調に進められているものと考えており、観光や飲食業界の回復を待ちながら、新たな販路開拓やブランディング戦略を模索する動きも見られます。今後は、地域のブランド力強化とともに、環境負荷軽減と親貝確保の両立を図りながら、陸奥湾のホタテ養殖産業はさらなる持続可能な発展を目指していくことが重要であると考えております。

そこでお伺いします。

一つとして、陸奥湾におけるホタテガイ養殖の生産の現状についてお伺いします。

二つとして、陸奥湾におけるホタテガイ養殖の生産を回復させるために、県はどのように取り組んでいるのかお伺いします。

続けて、本県におけるサーモンの養殖についてお伺いします。

本県のサーモン養殖事業は、地域振興や水産資源の多様化の観点から、近年、各方面から注目されております。本県の冷涼な気候と穏やかな海域を生かし、特にロシアや北米産のサーモンの養殖に適しているとされます。しかし、養殖の歴史は浅く、技術的課題や市場開拓の面でも課題がたくさん存在いたします。

現状では、県内の養殖施設は、主にニジマスなどのマス類を中心に展開していますが、今後に向けてはサーモンの導入も模索されていると聞き及んでいます。安全性や衛生管理の徹底、環境負荷の低減も重要課題です。展望としては、環境に負荷をかけず、持続可能な養殖方法の確立が期待されます。また、地方創生や観光資源として付加価値向上も視野に入れ、地元産品のブランド化や輸出拡大を目指す動きも進んでいます。加えて、ICT技術の導入など新たな取組が求められています。さらに、商品価値の向上や安定供給を確保するためには、需要拡大や流通の確立も重要です。

今後は技術革新や市場開拓を進めながら、青森県のサーモン養殖は地域産業の一翼を担う可能性を秘めており、持続的な成長に向けて取組が期待されています。

そのような環境の中、私の地元野辺地川漁業協同組合では、サーモンの卵管理から幼魚・成魚出荷まで取り組んでおります。昨年は一定の成果を残し、本年はほぼ成功に近いのではないかといいところまで進んできております。

そこでお伺いします。

一つとして、本県におけるサーモン養殖の生産状況についてお伺いします。

二つとして、サケ・マスふ化場を活用したサーモン養殖拡大に向けた県の取組についてお伺いします。

次の質問です。半導体関連産業の誘致の取組についてお伺いします。半導体産業とは、電子機器部品である半導体を設計、製造、販売する

産業のことで、我々が利用するスマートフォンやパソコン、タブレット、自動車など、現代社会の様々な製品に不可欠なものであり、世界経済や技術革新が大きな影響を与えております。また、産業そのものも裾野が広く、半導体技術も常に進化しており、高性能で低消費電力の製品を生産するため、研究開発への投資も期待できると言われており、ゆえに世界的な競争が激しい分野であり、各企業は競争力を高めるために、技術革新やコスト削減に努めています。

半導体の製造には設計、素材、製造装置、検査など多くの工程があり、それぞれの工程を担う企業が連携して製品を供給しています。そのため、サプライチェーンが複雑で、各企業の連携が重要になると言われています。

本県の若者の定着や還流の観点からも若者を引きつけるような仕事の創出が必要であり、半導体関連産業は様々な形で若者の才能や学びを生かして関わることが出来る産業分野の一つではないかと私としても期待しております。

そこでお伺いします。

一つとして、半導体関連産業の誘致に取り組むこととした背景についてお伺いします。

二つとして、県はどのような姿を目指して半導体関連産業の誘致に取り組んでいくのかお伺いします。

次の質問です。自治体病院の経営状況についてお伺いします。

本県自治体病院の経営状況は、コロナ感染症前は非常に厳しい状況でしたが、国の感染症対策の手厚い交付金により病院経営は大きく黒字方向に振れ、健全化の一翼を担ったように思われておりました。

しかし、コロナ以降、続々と赤字に転落する自治体病院が出てまいりました。自治体病院を有する自治体も、自治体病院の赤字補填のため、自主財源の投入拡大を余儀なくされるなどの事案も散見されます。

自治体病院の赤字の要因としては、以前から言われておりました大都

市への医師集中による医師不足に加え、給与改定による人件費の増加、診療報酬改定の影響、物価高騰などが重なってきているものと思われる。自治体病院は、救急医療や精神科医療など採算性の低い医療を担うなど、地域医療を支える重要な役割を担っており、経営改善と同時に地域医療提供体制の維持強化が求められております。そのため、医師確保、医療資源の効率的な活用、地域連携の強化など、多角的な視点からの取組が重要であると言われております。

国では、第八次医療計画策定と併せて、令和四年度と令和五年度で地域医療構想に係る各医療機関の対応方針の策定や検証、見直しを求めるとされており、自治体病院もその対応が求められております。

そこでお伺いします。

一つとして、コロナ感染症以前から最近までの自治体病院の経営状況の推移についてお伺いします。

二つとして、各自治体病院が策定している経営強化プランの見直し状況についてお伺いします。

次の質問です。地域医療を支える診療所に対する支援についてお伺いします。

診療所とは、入院施設を持たない施設、もしくは十九人以下の入院施設を持つ施設と定義されているようでありまして、さきに述べた公立病院の経営状況と同じく厳しい状況が続いております。診療所もしくは医院は、県民にとってはかかりつけ医的な最も身近な医療施設と言っているのではないかと考えております。

令和六年一月に厚生労働省が示した医師偏在指標によると、本県では八戸地域、西北五地域、上十三地域、下北地域が特に低く、昨年十二月に厚労省が示した医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージにおいても、重点医師偏在対策支援区域の候補区域とされており、特に診療所の医師数に絞って指標化した外来医師偏在指標によると、県全体で全国最下位であり、早急に対策を講じられることが求めら

れております。

そこでまず、本県の診療所の現状についてお伺いします。

次に、本県の医師の年齢を示した資料を拝見いたしました。本県の医師の年齢層の特徴として、高齢者と若年層の医師が多いように見受けられました。若年層の医師数については、本県が取り組んできた医師確保の施策が徐々にではありますが、効果を現れてきているものと推測されます。

一方、高齢層の医師が比較的多い状況は、本県の今後の地域医療の確保の観点から心配な面もあります。実際に、医師の子供などへの相続がうまくいっている事案が少なく、そのまま廃業、すなわち診療所の閉鎖に至ってしまうという場合も少なくないと聞き及んでいます。

地域の診療所は県民に最も身近で医療を提供する存在であり、その数の減少は、暮らしの安心の低下に直結する課題であると私自身も危惧を抱いております。

そこでお伺いします。

診療所の承継や開業支援に向けた県の取組についてお伺いします。

次に、十和田湖宇樽部地区における遊覧船の不法係留についてお伺いします。

青森、秋田両県にまたがる十和田湖は、奥入瀬溪流と共に特別名勝及び天然記念物に指定されており、毎年国内外から多くの方が訪れる青森県を代表する観光地の一つです。

しかし、十和田湖の宇樽部地区の桟橋には、およそ十年にわたり遊覧船四隻が不法に係留されたまま放置されており、景観、環境への悪影響が懸念されております。

県では、これまで、遊覧船の所有者である十和田湖遊覧船企業組合に対して撤去指導を行ってきたところですが、撤去されることなく、ついには今年二月、そのうちの一隻である第三十和田丸が風雪による影響からか、横転するという事態が発生しました。これを受けて、今年五月三

十日には、県では組合側に対して撤去指導よりも踏み込んだ対応となる撤去勧告を行ったと聞いております。しかし、遊覧船は依然として放置されたままとなっております。

これから十和田湖は秋の観光シーズンを迎えます。横転し、放置されている遊覧船を観光客がどのような気持ちで御覧になるのか心配せずにはいられません。また、十和田市をはじめ、地元関係者の皆様も遊覧船の一日も早い撤去を願っていると思います。

そこでお伺いします。

放置遊覧船の撤去に向けて、県はどのような対応を進めているのかお伺いします。

次に、県管理道路の維持管理についてお伺いします。

本県における冬期間のアスファルト舗装は、主に凍結融解作用と除雪作業に起因して破壊されると言われております。気温が氷点下とプラスを繰り返すと、舗装のひび割れから浸透した水が凍結、膨張し、ひび割れを拡大させる、これを凍結融解サイクルと言うそうです。また、積雪や氷を除去するために塩カルと言われる凍結防止剤の散布を行っております。これにより、舗装路面に化学的なダメージを与える。さらに、凍上現象により路盤や路床が持ち上がり、舗装構造に大きな応力が加わることで、ひび割れやポットホールが発生しやすくなるとも言われております。これらが複合的に作用し、舗装の劣化や破壊が進行すると言われております。

昨冬の豪雪の際、除雪隊の出勤回数が大きく増えたと聞き及んでおります。除雪重機の重量は重く、十トン級とか、十八トン級とか聞いております。そのような重機がさらにブレードを立てて舗装面を削っていくのですから、乗用車などと比較しても舗装路面が傷むのは当然と感じております。

もう一点、県道に張り出している樹木の管理状況についてもお伺いします。

山岳地域を通る県道において、隣地より県道側に大きく張り出している光景をよく見ることがあります。台風や大雨の後、樹木が大きく傾き、電線に引っかかりたり、かろうじて倒木は免れている状況をよく見ることがあります。このような倒木があった場合、通行を確保するために、他人の財産ではあるものの、所有者の許可を得て道路管理者が伐採し、通行を確保する非常時の手段も持ち合わせていると聞きます。

そこでお伺いします。

一つとして、県は舗装の損傷箇所をどのように把握しているのかお伺いします。

二つとして、舗装の損傷箇所を把握した後、修繕方法や修繕時期をどのように決定しているのかお伺いします。

三つとして、道路に張り出した樹木の実管理状況についてお伺いします。

次に、六ヶ所再処理工場及びMOX燃料工場についてお伺いします。近年のエネルギーを取り巻く環境は、ロシアによるウクライナ侵略により、エネルギーセキュリティの重要性が世界中で再認識されるとともに、中東情勢の悪化や米中対立等を背景にエネルギーをめぐる不確実性が増加するなど、経済安全保障におけるリスクの高まりから、サブライチェーン全体でセキュリティ確保がますます重要な課題となってきました。

また、国内では、足元の安定供給はもとより、脱炭素を目指しながら将来に向けて供給力を確保していく取組が大変重要になります。その切り札の一つとして原子力の活用は重要であり、稼働済みの原子力発電所の継続的な安全・安定運転、そしてバックエンド事業の推進など、取り組むべき課題にしっかりと対応していくとともに、絶え間なく安全性の向上に取り組んでいくことが必要だと認識しているところであります。

こうした内外情勢等を踏まえながら、二〇二五年二月に閣議決定された第七次エネルギー基本計画の中では、バランスの取れた電源構成を目

指すため、再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源を最大限活用すると明記されるなど、安全性の確保、エネルギーの安定供給、経済効率性の向上と環境への適合、S+3Eと言われる原則の下、取り組むべき政策課題や対応の方向性が示されており、そして、再処理工場とMOX燃料工場の竣工を必ず成し遂げるべき重要な課題と位置づけ、官民一体で責任を持って取り組むという方針に加えて、戦略的にウラン濃縮に関する技術を維持することが明記されました。

また、昨年末開催された第十四回核燃料サイクル協議会において、林内閣官房長官から、原子力発電と核燃料サイクルの推進は、一貫した国の基本の方針であり、六ヶ所再処理工場の竣工に官民一体で取り組むとの発言があり、日本原燃が行っている事業の重要性について、国や自治体を交えた関係者の間で改めて認識されたところだと受け止めております。

青森県六ヶ所村の日本原燃に目を向けてみますと、昨年八月に原子燃料サイクルの中核である再処理工場とMOX燃料工場は、竣工目標を変更しました。現在、日本原燃再処理工場及びMOX燃料工場は、設計及び工事の計画の認可の申請のためのヒアリング、審査会合を日々実施し、膨大な数の施設、設備の説明について原子力規制庁と共通認識を持つて進めるための活動を着実に実施しているものと聞き及んでいますし、各電力会社から多数の人的支援を受け、再処理工場、MOX燃料工場ともに、竣工に向け、安全を最優先に協力会社も含めたオールジャパン体制で懸命に汗をかいて対応に当たっていると確認しております。

そのような中、宮下知事におかれましては、八月十九日に六ヶ所村原燃施設へ赴き、まさにその工事の状況や審査への取組状況を直接現場で確認したと思えます。

そこでお伺いします。

一つとして、審査状況の確認について、六ヶ所再処理工場については、

現在、設計及び工事の計画の認可申請に係る審査が行われているところではありますが、県ではどのように進捗状況を確認しているのかお伺いします。

二つとして、知事の視察について、去る八月十九日に知事は、六ヶ所再処理工場及びMOX燃料工場の建設現場等を視察されましたが、視察の契機と視察した所感についてお伺いします。

三つとして、竣工に向けた官民一体の取組について、本年二月に閣議決定された第七次エネルギー基本計画において、六ヶ所再処理工場とMOX燃料工場の竣工に向け、官民一体で責任を持って取り組む旨が記載されましたが、国及び事業者の取組内容についてお伺いします。

次に、本県における子育て費用の無償化に向けた取組についてお伺いします。

本県は、少子化対策の一環として、子育て世帯における経済的な負担を軽減するため、子育て費用の無償化の取組を積極的に進めております。これは、若い世代の定住促進にもつながると思っております。

昨年度、本県では、市町村が実施する学校給食費をはじめとする子育て費用無償化を支援するため、青森県学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金制度を創設し、これまで県内十七市町村が独自に取り組んできた学校給食費無償化の取組を全県に拡大させ、都道府県では全国初となる全市町村での小・中学校給食費完全無償化を実現しました。

このように学校給食費の無償化が進んだのは、先行していた十七市町村による取組があったからこそではありますが、その後も県と市町村との緊密な連携の下、子育て費用の無償化に向けた取組は、市町村によって異なる既存事業への状況や物価高騰が続く現状への対策等を盛り込みながら、おおむね順調に進んできたものと感じております。

給食費の無償化や保育の支援等に関しては、現在は国においても検討が進められておりますが、本県の取組はそうした動きをリードするものであり、県内に暮らす子育て家庭が安心して子育てできる、子育てしや

すい環境づくりに寄与しているのではないかと思います。

そこでお伺いします。

一つとして、令和七年度学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金の制度概要と交付決定の状況についてお伺いします。

二つとして、交付金の活用等による市町村の子育て費用の無償化の状況と、今後の県の対応についてお伺いします。

最後の質問です。青森県立高等学校教育改革についてお伺いします。

本県の県立高等学校は、少子高齢化や人口減少の影響で生徒数の減少が深刻化しています。これにより、地域にある高校の統廃合や教育環境の維持が課題となっています。

一方で、本県では、地域に根差した教育や地元産業と連携した学習プログラムの実装を通して地域の魅力を伝えるなど、学校と地域が一体となって教育環境の充実に取り組んでまいりました。今後は、地域の特色を生かした教育の推進やICT活用による教育格差の解消が求められているのだと思います。また、住民や保護者と連携した地域の活性化や愛される学校づくりが必要であり、地域全体での協力、創意工夫も望まれるのではないかと感じております。

そのような中、先日、県教育委員会が公表した青森県立高等学校魅力づくり推進計画基本方針（案）では、地域校制度を解消し、地域等と一体となって学校の活性化に取り組む地域共育校を配置することとした。

そこでお伺いします。

一つとして、地域校制度の成果と課題についてお伺いします。

二つとして、地域校と地域共育校の両制度ではどのような違いがあるのかお伺いします。

三つとして、青森県立高等学校魅力づくり推進計画の策定に当たっては、地域の声に耳を傾けることが大切であると考えますが、どのように取り組むのかお伺いします。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（工藤慎康） 知事。

○知事（宮下宗一郎） 本明議員にお答えいたします。

私からは、まず、陸奥湾におけるホタテガイ養殖の生産を回復するため、県の取組についてお答えいたします。

陸奥湾のホタテガイ養殖業は、ここ数年の高水温の影響や親貝不足による採苗不振などにより、生産量が減少しております。このため、県では、昨年十月に陸奥湾ホタテガイ総合戦略を策定したほか、今年六月には二〇二五年陸奥湾ホタテガイ総合対策を打ち出し、安定生産と成長産業化に向けた対策に取り組んでおります。

また、本補正予算において、稚貝確保に向けた追加対策として、採苗体制の強化を支援するとともに、ホタテガイ養殖業者の経営安定に向け、青森県農林漁業災害経営資金融通助成条例の発動により、金融面からも支援することとしております。

私としては、こうした取組を生産者、漁協、研究機関など関係者と連携しながら着実に進め、陸奥湾ホタテガイ養殖業の安定生産と成長産業化を図り、加工等を含めた三百億円産業の実現を目指してまいります。

次に、本県におけるサーモン養殖の生産状況についてお答えいたします。

本県におけるサーモン養殖は、海面養殖として、むつ市大畑の漁業生産組合が平成十三年から生産しているほか、青森市の民間会社が平成三十年から深浦町、今別町、外ヶ浜町、むつ市において生産しており、これらの令和六年の生産量は二千四百八トンと、令和元年と比べて約十四倍に増加しております。

また、淡水養殖としては、県産業技術センター内水面研究所が開発した青い森紅サーモンの種苗を用いて、民間会社が令和二年から新郷村、十和田市、野辺地町で生産しており、令和六年の生産量は二十四トンと、令和二年と比べ約五倍に増加しております。

続きまして、半導体関連産業の誘致に取り組むこととした背景についてお答えいたします。

私は、若者の定着・還流の促進に向けて、特に最先端の分野における若者を引きつける仕事づくりが重要であると考えております。

半導体関連産業は、サプライチェーンの裾野が広く、今後の成長により、極めて高い経済波及効果が見込まれるほか、給与水準が高いことから、人材の県内定着が期待されます。

今後とも、半導体関連産業をターゲットとした誘致活動を強化し、若い世代にとって魅力ある仕事づくりに挑戦してまいります。

続きまして、十和田湖宇樽部地区における放置遊覧船の撤去に向けた対応についてお答えいたします。

県では、遊覧船の所有者である十和田湖遊覧船企業組合側に対して、今年五月三十日付で全四隻を棧橋から撤去するよう勧告いたしました。が、企業組合側の撤去に向けた対応は確認できませんでした。

県としては、これまでの経緯を踏まえ、放置船撤去の実現に向けて、企業組合側に対し、行政処分である撤去命令を行う必要があると判断し、今月二十二日付で青森県港湾管理条例第九条に基づき、全四隻を来年三月二十二日までに棧橋から撤去するよう命令いたしました。

今後は、企業組合側の対応を見ながら、毅然とした措置を引き続き講じていきたいと考えております。

続きまして、八月十九日に六ヶ所再処理工場及びMOX燃料工場の建設現場等を視察した契機及び所感についてお答えいたします。

日本原燃株式会社六ヶ所再処理工場及びMOX燃料工場について、原子力規制委員会による新規制基準に係る適合性審査や安全対策工事が進捗していることから、今回、これらの施設を含め、同社原子燃料サイクル施設を視察したものであります。

視察では、各施設とも高い安全性の中で管理がなされていると感じるとともに、審査対応に関しても、改めて一定の進捗を確認することがで

きました。

同社には安全性の確保を最優先に、竣工及び操業開始に向けて取り組んでいただきたいと視察を経て改めて感じております。

続きまして、交付金の活用等による市町村の子育て費用の無償化の現状と今後の県の対応についてお答えいたします。

交付金の活用等により、学校給食費の無償化に加えて、令和七年度には、ゼロ歳から十八歳までの子供医療費についても全市町村で無償化、ゼロ歳から二歳までの保育料については、新たに二町が加わり、二十二市町村で無償化、保育所等の副食費については、新たに四町村が加わり、二十六市町村で無償化が実現し、その他の無償化事業も多数開始されるなど、県内における子育て費用の無償化は、段階的、連鎖的に進んでいきます。

県としては、国が検討を進めている給食無償化や、ゼロ歳から二歳までを含む保育の支援等の動向も注視しながら、子育てしやすい環境づくりに向けて取り組んでまいります。

私からは以上です。

○議長（工藤慎康） 小谷副知事。

○副知事（小谷知也） 診療所の承継・開業支援に向けた県の取組についてお答えいたします。

国が診療所医師数について指標化した外来医師偏在指標によると、本県の全ての地域が全国の下位三分の一に該当しているほか、国の医師・歯科医師・薬剤師統計では、本県の診療所医師の約六割が六十歳以上となっております。

こうした厳しい状況を踏まえ、県では、国の補助金を活用し、新たに承継、開業する診療所に対し、施設、設備の整備や地域への定着に係る経費を支援することといたしております。

なお、今年度は、開業九か所、承継七か所の事業計画について国と協議しているところでございます。

○議長（工藤慎康） 財務部長。

○財務部長（千葉雄文） 自治体病院に関する御質問二点についてお答えいたします。

まず一つ目、自治体病院の経営状況の推移でございますが、自治体病院の経営状況は、令和五年度に新型コロナウイルス感染症患者病床確保交付金の大幅減や物価高騰等に伴いまして、県内市町村等が設置する全病院の経常損益の総額が四年ぶりに赤字へ転じたところでございます。直近の令和六年度決算における経常損益の総額は、人件費の上昇、あるいは引き続き物価高騰等の影響によりまして、前年度の赤字額を大幅に上回る約九十億二千六百万円の赤字、また、県内二十一病院のうち、十九病院が赤字となるなど、その経営環境は極めて厳しい状況となっております。

続きまして、経営強化プランの見直し状況についてでございます。

現在、県内二十一の自治体病院は、総務省の公立病院経営強化ガイドラインに基づき、令和五年度または令和六年度からを計画期間といたします経営強化プランを策定し、経常損益の黒字化などを目標とする自主的な経営改善に向け、各種取組を進めているところでございます。

令和七年七月時点における当プランの見直し状況でございますが、県内二十一病院のうち、見直し済みの病院が一病院、今後見直し予定の病院は十一病院となっており、近年の急激な経営環境の変化等を踏まえ、半数以上の病院がその見直しに着手している状況となっております。

○議長（工藤慎康） こども家庭部長。

○こども家庭部長（若松伸一） 令和七年度学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金の制度概要と交付決定の状況についてお答えいたします。

制度概要につきましては、学校給食費の無償化が全市町村で実現したことを踏まえ、令和七年度においては、市町村がより弾力的に無償化の

取組を進めることができるよう、給食費以外の無償化についても交付率を十分の十とするなど、制度の見直しを行うとともに、物価高騰を踏まえ、交付上限額の算定に使用する給食費単価の臨時的な引上げを行いました。

交付決定の状況につきましては、令和七年七月七日付で、四十市町村に対し、総額約四十億五千万円の交付決定を行い、交付上限額に占める交付率は約九九・八%となっております。

○議長（工藤慎康） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） 六ヶ所再処理工場及びMOX燃料工場の竣工に向けた官民一体の取組についてお答えいたします。

このことにつきましては、国によると、日本原燃は、竣工目標を見直した昨年八月以降、審査対応の全体計画を策定し、原子力規制委員会と共通認識を持ちつつ、対応を進めている、これにより、進捗管理のいわば物差しができたと考えている、これを有効活用するべく、国としても使用済燃料対策推進協議会の幹事会をおおむね四半期に一度と頻度を高めて開催し、各事業者の原子力部門のトップと共に、全体計画に基づき審査対応の進捗をきめ細かく管理し、必要に応じてさらなる人材確保等の調整を機動的に行うなど、竣工目標の実現に向け、官民一体で総力を挙げて取り組んでいくとのことです。

また、電気事業連合会によると、電気事業者としても、使用済燃料対策推進協議会幹事会において、国と共に日本原燃の審査対応の進捗管理を行うとともに、国の要請を踏まえ、日本原燃の審査対応を牽引するステアリングチームのサポートや、審査資料の品質向上等を行う要員を追加で派遣し、支援体制を強化している、今後引き続き、日本原燃をオールジャパン体制で全力で支援していくとのことでございます。

○議長（工藤慎康） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 本県の診療所の現状についてお答えいたします。

国の医療施設調査によると、本県の診療所数は、令和五年十月一日現在八百五十か所と、令和元年同日時点と比較して二十七か所減少しており、人口十万人当たりの診療所数は七十一・八と、全国平均八十四・四に比べ十二・六ポイント少ない状況にあります。

この要因としては、人口減少による生産年齢人口の減少や医師の高齢化による診療所の閉業などが考えられ、本県の医療提供体制の維持が厳しい状況に置かれています。

○議長（工藤慎康） 経済産業部長。

○経済産業部長（上沢謙二） 半導体関連産業の誘致について、どのような姿を目指して取り組んでいくのかについてお答えします。

県では、本県の高いポテンシャルと地域、市町村等の意欲的な取組が融合した新たな仕事づくりのためのプロジェクト「GX青森」の実現に向けて、半導体関連産業の誘致に取り組んでいます。

具体的には、六月から台湾に企業誘致コーディネーターを配置し、現地での誘致活動を強化したほか、来月には台湾半導体企業に対するプロモーションを実施することとしており、最先端半導体の量産を目指すラピダス株式会社が立地する北海道と、東北の半導体産業集積地の中間に位置する本県の地理的特性などを生かしながら、戦略的な誘致活動に取り組んでいきます。

○議長（工藤慎康） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 本県の水産業の振興に関する御質問二点にお答えいたします。

まず、陸奥湾におけるホタテガイ養殖の生産の現状についてです。

陸奥湾におけるホタテガイ養殖の生産量については、平成二十八年の十一万トンを超え、その後は八万トン程度で推移してきましたが、令和五年以降は、採苗不振のほか、高水温や餌不足等といった要因から生産量は減少しており、令和五年は約五万六千トン、令和六年は約三万三千トンとなり、今年は一月から七月までの生産量が約二万二千トンと、過去

二十年で最低水準となっています。

一方で、生産金額については、令和元年以降、百億円程度で推移しており、前年の高水温の影響を受けた令和六年は約八十四億円となったものの、今年は入札価格の上昇もあり、七月末までの集計で約九十五億円となっております。

次に、サケ・マスふ化場を活用したサーモン養殖拡大に向けた県の取り組みについてです。

需要が伸びているサーモンのさらなる生産量の増大を図るため、県では、新たな養殖場として、サケの不漁で余剰となったサケ・マスふ化場を活用した養殖に取り組んでいます。

海面養殖用として、野辺地川サケ・マスふ化場では、一グラム程度のサケ稚魚を育成する浅い飼育池で、養殖業者が求める五百グラム以上の種苗を育成する試験を行っているところです。

また、野辺地川及び新井田川サケ・マスふ化場においては、深い飼育池でサーモンを二キログラム以上に成長させる試験を行っており、このうち、野辺地川サケ・マスふ化場では既に飼育可能な状況となっていることから、今後は採算性について検討し、これらの技術を確立していくこととしています。

○議長（工藤慎康） 県土整備部長。

○県土整備部長（新屋孝文） 県管理道路の維持管理について三点御質問がありました。

まず一点目ですが、舗装の損傷箇所をどのように把握しているのか伺いたいとのことでした。

舗装の状態や損傷箇所を定量的に把握する方法といたしましては、ひび割れ、わだち掘れ、平坦性などの舗装路面の状態をおおむね五年に一回の頻度で測定、評価する路面性状調査、全管内をおおむね一週間のサイクルで目視点検する道路パトロール、維持管理業者による定期的なパトロールなどがあります。

このほかに、道路パトロールカーにスマートフォンを搭載し、撮影した画像からひび割れの状態を自動解析するＡＩ点検を昨年度から導入し、緊急性のある損傷箇所や舗装の健全性を定期的に把握することで、応急的な修繕措置や修繕時期の見直しなどに反映させています。

続きまして、舗装の損傷箇所を把握した後に修繕工法や修繕時期をどのように決定しているのかについて御質問がありました。

ひび割れなどの修繕工法は、舗装の損傷程度に応じて舗装路面の一部を削り取り、その上から新しいアスファルト舗装を重ねる切削オーバーレイ工法、あるいは老朽化したアスファルト舗装を現地で破碎し、既存の路盤材と混ぜ合わせて安定した路盤を再構築する路上路盤再生工法などを採用しており、降雪期前までに修繕工事を終えることを目安に対応を進めております。

また、舗装面のひび割れに侵入した融雪水が凍結、融解を繰り返すことで舗装を脆弱化させ、穴ぼこへと拡大していくという積雪寒冷地特有の損傷メカニズム、これは議員からも御指摘があったことでありますけれども、こういったことを踏まえて、今後は点検作業のスピードアップが期待できるＡＩ点検を活用し、ひび割れや穴ぼこの発生抑制につなげる予防保全型メンテナンスの確立を目指しております。

三点目、道路上に張り出した樹木などの管理状況についてもお尋ねがございました。

県では、道路パトロールなどにより、道路区域内から生えており、かつ通行に支障を来すような道路区域内の樹木等を発見した場合には、枝払いや伐採などの適切な対応を行っております。

なお、道路区域外の樹木等が道路上に張り出している、または今後張り出すおそれがあると判断される場合には、その所有者に枝払いや伐採等の適切な対応を要請しているところでございます。

○議長（工藤慎康） 危機管理局長。

○危機管理局長（築田 潮） 再処施設に係る審査の進捗確認につい

てお答えいたします。

六ヶ所再処理施設の新規制基準に係る適合性審査の進捗状況について、県では、審査会合の都度、日本原燃株式会社からその進捗状況等について説明を受けております。引き続き、審査の進捗状況の把握に努めていきます。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） 御質問三点にお答えいたします。

まず、地域校制度の成果と課題についてです。

現在、学校規模の標準を満たさない高等学校のうち、募集停止等により通学が困難な地域が新たに生じることとなる高等学校については、生徒の通学状況等を考慮した上で、地域校として配置しています。

地域校制度においては、地域との連携等により特色ある教育活動が行われるなど、地域と一体となった人材育成が進められてきました一方で、生徒の通学手段の一つである地域の公共交通機関の状況はさらなる変化が予想され、将来を見通すことが難しくなっています。

次に、地域校と地域共育校の違いについてお答えします。

地域校制度では、学校規模の標準を満たさない高等学校のうち、募集停止等により通学が困難な地域が新たに生じることとなる高等学校を地域校として配置しています。一方、地域共育校制度では、各実施計画期間開始時において、市町村に一校のみ配置される一学年当たり二学級以下の規模の高等学校を地域共育校として配置することとしています。

また、地域校制度では、募集人員に対する入学者数の割合に応じて、学級減または募集停止を判断する基準を設定していますが、地域共育校制度では、県、市町村、地域、学校等の関係者で組織する地域協議会において、高等学校教育として求められる質の確保の観点を考慮しながら、学級減や募集停止を含む学校の在り方等について協議することとしています。

次に、青森県立高等学校魅力づくり推進計画の策定に向け、地域の声

に耳を傾けるための取組についてお答えいたします。

青森県立高等学校魅力づくり推進計画の策定に当たっては、地域関係者をはじめ、多くの県民の皆様の御意見を伺うことが重要であると考えています。

具体的には、令和十年度以降の県立高等学校教育の推進に向けた高等学校、学科の魅力づくりや、学校配置の基本的な考え方を示す基本方針について、先般開催した地区懇談会やパブリックコメントでの御意見を参考にしながら、本年十月頃の策定に向け、取り組んでいます。

また、令和十年度からの五年間の高等学校、学科の魅力づくりに向けた具体的な方策や学校配置、学科の設置等を示す前期実施計画については、市町村長やPTA関係者等と望ましい学校配置などについて協議する学校の在り方地区検討委員会や地区懇談会の開催、パブリックコメントの実施等を経て、令和八年十月頃の策定を目指すこととしています。

このような取組により、広く県民の皆様の御意見を伺いながら、計画の策定に取り組んでまいります。

○議長（工藤慎康） 本明議員。

○十八番（木明和人） 各方面から詳細な御答弁をいただきました。誠にありがとうございます。何点が要望ないし再質問をさせていただきます。

本県の水産業の振興について伺います。

壇上での発言時に、ホタテ養殖産業に対して新しい技術と申し上げました。私は、春先にホタテの幼生であるラーバの採取現場を調査するために船に乗せてもらい、現場に行ってみてまいりました。そのとき、明らかにほかとは違う付着物の少ない採苗袋を見せてもらいまして、これは何ですかと言ったら、防汚処理されたやつなんですと。結局、ごみがつかなくて、ラーバだけがきれいに取れるというやつを紹介されて、すごいいいものを見させてもらいました。その説明を聞いた後ですが、汚れないだけじゃなくて、ラーバの採取率も非常によいという説明も受

けました。

県では、ホタテの養殖施設を夏場になると沈めるようにという指導をされているんですけども、沈めて動かないようになると、漁師の人から聞いたんですけども、やっぱり沈めて動かさないと籠にごみがつきやすいと言われたんですね。だとすれば、防汚処理されたやつをネットに施せばごみがつきにくくなるんじゃないかなと思います。

今年、北海道の噴火湾でも高温被害という新聞報道がされました。青森県だけじゃなくて、北海道でも高温被害が出てきたということで、県におかれましては、陸奥湾ホタテガイの安定生産のために技術改良、革新に本気で取り組んでいることと思いますが、今以上に力を傾注していただきたいと思つて、要望させていただきます。

次に、先日、野辺地川漁業協同組合が運営するふ化場を調査してまいりました。着実に、そして確実に飼育されていることを確認させていただきました。しかし、施設全体の五分の一ぐらいしか使われていなくて、五分の四がそのままで、生産能力はまだまだあるのではないかなという感じを受けました。

そこでお伺いします。

野辺地川サケ・マスふ化場での養殖サーモンの出荷状況についてお伺いします。

○議長（工藤慎康） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 野辺地川サケ・マスふ化場における昨年度の出荷実績は、海面養殖用サーモンの種苗が千七百キログラム、また、青い森紅サーモンが二百キログラムとなっています。

今年度は、養殖に用いる種苗や飼育池を増やしたことにより、昨年度より出荷量が増加することが見込まれています。

○議長（工藤慎康） 木明議員。

○十八番（木明和人） 続きまして、青森県高等学校教育改革について再質問させていただきます。

青森県立高等学校魅力づくり推進計画基本方針（案）に関する地区懇談会が行われたという答弁がありましたけれども、地域共育校制度について、参加者からどのような意見があったのかお伺いします。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） 県教育委員会では、基本方針（案）を県民の皆様に直接御説明し、御意見を伺う機会として、地区懇談会を八月下旬に県内六地区で開催しました。

地区懇談会では、地域校制度の解消は人口減少に柔軟に対応できるものであり、評価できる、地域共育校の募集停止等の基準を設定しないことにより、どのような状態になれば募集停止等になるか分からないため、不安であるといった意見のほか、該当する具体の学校名等に関する質問をいただきました。

○議長（工藤慎康） 木明議員。

○十八番（木明和人） 最後に、十和田湖宇樽部地区における遊覧船の不法係留について要望させていただきます。

答弁では、十和田湖の放置遊覧船について、組合側に対して撤去命令が出されたとのことでした。ひとまず撤去期限まで組合側の対応を待つということになるかと思います。

これは私見でございますけれども、数年前、おいらせ町などの現場で発見された自動車等の不法投棄の問題に非常に似ているのではないかなと感じております。そのときはたしか行政代執行まで行ったものと記憶しております。

十和田湖は青森県が誇る景勝地ですので、一日も早く四隻全て撤去されるよう、引き続き県にはしっかり取り組んでいただきたいと思います。

以上、要望して、一般質問を終わります。

○議長（工藤慎康） 以上をもって本日の議事は終了いたしました。明日は午前十時三十分から本会議を開き、一般質問を継続いたします。

す。

本日はこれをもって散会いたします。
午後四時五十七分散会